

第3編 健康福祉

福祉政策

高齢福祉

障がい福祉

生活福祉

児童（母子）福祉

保険年金

健康

介護保険事業

市民病院

第1章 福祉政策

福祉総務課

第1節 地域福祉の推進

少子・高齢化が進む中、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現が求められている。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域共生力の高いコミュニティを構築する必要がある。

本市では、平成31年3月に策定した「平塚市地域福祉リーディングプラン」に基づき、住民相互の支え合い、ふれあい交流活動の活性化を図るため、地域、社会福祉協議会及び行政の協働により、「町内福祉村」の活動拠点整備や活動の仕組みづくりを進め、地域福祉を推進している。

【町内福祉村設置状況等】

開設年度	地区名称（通称名）	拠点所在地
H10	松原地区町内福祉村	天沼7-8 (松原分庁舎内)
H11	花水地区町内福祉村	袖ヶ浜20-1 (なぎさふれあいセンター内)
H12	港地区町内福祉村	夕陽ヶ丘66-1 (港ベイサイドホール内)
H14	金田地区町内福祉村 (いちごの会)	入野104-2 (金田公民館付随)
H15	岡崎地区町内福祉村 (おかざき鈴の里)	岡崎5928
H16	松が丘地区町内福祉村 (みんなの広場)	東中原2-5-15 (市営東中原住宅集会場)
H16	城島地区町内福祉村 (城島ふれあいの里)	小鍋島621-1 (城島分庁舎内)
H18	大神地区町内福祉村 (大神よりきの郷)	大神3344-4 (リフレッシュプラザ平塚内)
H19	八幡地区町内福祉村	西八幡2-3-50
H22	旭南地区町内福祉村 (あさひの絆)	出縄184-2
H22	富士見地区町内福祉村 (ぬくもりの家)	中里35-1
H23	旭北地区町内福祉村	公所868 (西部福社会館内)
H24	吉沢地区町内福祉村 (ひだまりの里)	上吉沢226
H25	横内地区町内福祉村 (横内スマイル広場)	横内3790-2
H25	なでしこ地区町内福祉村	撫子原12-54 (なでしこ公民館内)

開設年度	地区名称（通称名）	拠点所在地
H26	四之宮地区町内福祉村	四之宮 3-20-26 (四之宮公民館内)
H27	田村地区町内福祉村 (たむら福祉村)	田村 5-27-12 (田村自治会館内)
H29	豊田地区町内福祉村	南豊田 381 (豊田分庁舎内)

町内福祉村の実践活動は地域住民の主体的な参加によって進められ、地域のボランティアによる相談の場を設け、身近な生活支援、ふれあい交流活動を実施している。

なお、平成 28 年度からは町内福祉村活動の一部に介護保険法に規定される介護予防・日常生活支援総合事業を取り入れている。

【町内福祉村のボランティア登録者数及び活動実績】

年度	町内福祉村 設置地区数	ボランティア 登録者数	相談件数	身近な生活 支援件数	ふれあい交 流開催数	ふれあい交 流参加者数
H21	9	912 人	490 件	1,639 件	—	—
H22	11	1,113 人	415 件	1,640 件	—	—
H23	12	1,183 人	563 件	1,660 件	—	—
H24	13	1,277 人	518 件	1,837 件	—	—
H25	15	1,487 人	476 件	1,884 件	—	—
H26	16	1,563 人	1,161 件	2,269 件	—	—
H27	17	1,654 人	524 件	2,816 件	—	—
H28	17	1,670 人	1,136 件	2,430 件	6,660 回	88,847 人
H29	18	1,810 人	1,403 件	3,797 件	6,960 回	101,224 人
H30	18	1,945 人	1,996 件	4,250 件	7,440 回	99,054 人

※平成 26 年度の相談件数は、「話し相手」のような依頼を含めたため件数が増加

※平成 28 年度から相談件数に、他機関からの問い合わせ等も含めたため件数が増加

第 2 節 自殺対策

日本の自殺者数は平成 24 年に年間 3 万人を下回ったものの、いまだに 2 万人以上の方が自殺で亡くなっており、深刻な状況である。

平成 18 年 10 月に自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図るとともに自殺者の親族等に対する支援について定めた「自殺対策基本法」が施行され、この基本法に基づき政府が推進すべき自殺対策の指針として、平成 19 年 6 月に「自殺総合対策大綱」が策定された。

平塚市においても、自殺対策のための条例である「平塚市民のこころと命を守る条例」が平成 19 年 12 月議会において可決、制定された。

この条例が施行された平成 20 年度から、「こころと命のサポート事業」として条例の基本的施策に基づく具体的な取組を実施している。

さらに、平成 28 年の自殺対策基本法の改正により、各自治体に対して、地域の実態、特性に応じた自殺対策計画の策定が義務付けられた。

平塚市では、平成 31 年 3 月に「第 1 期平塚市自殺対策計画」を策定した。

1 こころと命のサポート事業内容

(1) 普及啓発関連

ア 相談窓口案内「気づいてくださいこころのサイン」を活用した普及啓発

「ひとりで悩まず相談を」というメッセージと相談窓口の情報を広く伝えることを目的に作成し周知を図っている。

イ メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」を活用した普及啓発

パソコンや携帯電話、スマートフォンを使って簡単にストレスや心の落ち込み度がチェックできるメンタルヘルスチェックシステムを導入し、サービス提供している。

ウ 自殺予防週間（9月10日～16日）・自殺対策強化月間（3月）関連事業

図書館に「こころと命のサポートのための本」コーナー設置、図書館での映画上映、ポスター掲示、広報ひらつか・FM湘南ナパサ・ホームページでの情報発信、街頭キャンペーン等を実施した。

エ 命の大切さの普及啓発（協働事業で実施）

日ごろから本を通じた地域活動をしている団体と、本の読み聞かせ等の活動を通じて「命の大切さ」を伝える取り組みを協働で進めている。保育園、小・中学校等での「いのちの尊さをつたえる本」の読み聞かせ、中学生による自殺対策普及啓発ポスターの作製、命の大切さを感じてもらおう保育体験ボランティア事業を実施した。（協働先団体：浜岳中学校区子ども読書活動推進協議会）

オ 視聴覚教材を活用した普及啓発

学校での道徳教育や人権教育で活用してもらうためにいじめの問題や命の大切さをテーマとしたDVDやビデオを学校等へ貸出をした。

(2) 人材育成関連

ア 中学生を対象にした「生き方・命の大切さを学ぶ講演会」を実施した。

イ ゲートキーパー養成

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成した。

ウ 自殺対策研修会

自殺の問題への正しい理解を深めるとともに、関係者等の専門知識向上のため、研修会を実施した。

(3) 推進体制関連

自殺対策を推進していくため、自殺対策庁内会議、自殺対策担当者会議、平塚市自殺対策会議を開催し、庁内外との連携協力体制の強化、情報共有を図った。

(4) その他

身近な方、大切な方を自死で亡くされた方を対象に、気持ちを語り、わかちあう「わかちあいの会（自死遺族の集い）」を神奈川県と協働で実施した。

第3節 保健福祉総合相談窓口

多様で複合的な課題を抱える相談者に対する支援として、総合的に相談内容を把握、整理し、担当課との調整を行い、解決を図った。

複数の窓口に及ぶ相談についても、相談者に担当窓口まで足を運ばせることなく、連絡及び調整を迅速に行い、問題等の解決に努めた。また、保健福祉に関する情報の収集及び提供を行った。

平成30年4月から平成31年3月までの相談の総件数及び内容は、次のとおりである。

総件数：来所相談 187 件、電話相談 138 件

区分	件数		区分	件数	
	来所相談	電話相談		来所相談	電話相談
成年後見	17	9	家族関係	4	6
介護保険	2	2	住宅関係	5	1
高齢者福祉	18	16	病院・医療関係	3	6
在宅福祉・介護	2	5	生活環境	0	0
障害者福祉	3	4	生活困窮（生活・就労相談）	23	7
生活保護	13	4	生活困窮（医療費相談）	2	3
児童・母子福祉	3	2	住居確保給付金	3	2
年金・保険	1	0	健康・保健関係	1	1
貸付相談	0	1	子育て	0	1
DV	0	0	教育関係	1	0
ホームレス	53	22	ボランティア	3	0
こころの健康（悩み、うつ、依存症）	16	39	その他	14	7

第4節 生活困窮者自立支援

平成27年4月から「生活困窮者自立支援法」が施行され、仕事や生活に困っている生活困窮者に対する自立支援を行っている。この制度は、いわゆる第2のセーフティネットと呼ばれる、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うものである。

また、同法の規定を踏まえ、平塚市では平成31年3月に「第1期平塚市生活困窮者自立支援計画」を策定した。

1 自立相談支援事業

自立相談支援事業については、平塚市社会福祉協議会へ委託して実施し、相談を行う窓口である「くらしサポート相談」を保健福祉総合相談窓口と併設する形で本館内に設置している。

平成30年4月から平成31年3月までの支援状況は、次のとおりである。

プラン作成件数121件、就労者数6人、増収者数6人

平成30年4月から平成31年3月までの相談の総件数及び内容は、次のとおりである。

総件数：来所相談1,414件、電話相談1,329件

区分	件数		区分	件数	
	来所相談	電話相談		来所相談	電話相談
成年後見	0	0	家族関係	3	0
介護保険	2	0	住宅関係	7	20
高齢者福祉	4	1	病院・医療関係	1	3
在宅福祉・介護	0	0	生活環境	2	1
障害者福祉	4	0	生活困窮（生活・就労相談）	982	1,006
生活保護	18	6	生活困窮（医療費相談）	6	6
児童・母子福祉	0	0	住居確保給付金	19	2
年金・保険	2	0	健康・保健関係	0	0
貸付相談	340	281	子育て	0	0
DV	0	0	教育関係	0	0
ホームレス	7	0	ボランティア	1	0
こころの健康（悩み、うつ、依存症）	1	1	その他	15	2

2 ホームレス自立支援事業

長引く不況による失業や病気、人間関係、家庭内の問題等様々な要因が複雑に絡み合っ、ホームレス（路上（野宿）生活者）は年々増加し、平塚市においても、平成15年1月に実施された全国調査で県内では横浜、川崎に次いで3番目に多い112人のホームレスが確認された。ホームレスの問題に関しては、平成14年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が公布され、この中で、国や地方公共団体の責務が明らかにされ、自立の意思があるホームレスを支援することになった。10年間の時限立法として成立した同法は、その後、平成24年6月の法改正により

5年間、平成29年6月の法改正によりさらに10年間延長され、引き続き、自立の意思のあるホームレスに対する支援及び施策の推進が行われることになった。

平成27年度からは、「生活困窮者自立支援法」に基づく自立相談支援事業として、これまで実施していたホームレス巡回相談等を行うこととなった。現在は、同事業の委託先である平塚市社会福祉協議会と平塚市が協働して、月2回のホームレス巡回相談などのホームレス自立支援施策及び支援を行っている。

なお、平塚市のホームレスの人数は、全国調査（目視調査）の結果、平成31年1月時点で32人となっている。

3 住居確保給付金

平成24年度まで実施していた「住宅手当緊急特別措置事業」、平成26年度まで実施していた「住宅支援給付事業」にかわるもので、離職後2年以内及び65歳未満の者であって就労能力及び勤労意欲のある者のうち、住居を喪失している又は喪失するおそれのある者を対象に、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行った。住居確保給付金は3か月を限度とし住宅費を支給するとともに、就労支援相談員による就労支援を実施するものである。

平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）における相談等件数は次のとおりである。

年度	相談件数	申請者数	支給決定者
30年度	17件	7人	4人

第5節 成年後見制度

認知症や知的及び精神障がい等により判断能力が十分でない方に対する権利擁護の観点から、成年後見制度の市長申立てや後見人等に対する報酬を助成する等の利用支援を行った。また、地域に根差した権利擁護推進の中核機関として平成26年9月に平塚市成年後見利用支援センターを設置し、公開講座や出張講座の開催による制度の普及啓発活動や、弁護士による専門相談の実施等により成年後見制度の利用支援を図るとともに、地域における成年後見制度の担い手育成として、市民後見人の育成・活動支援を行った。

平成28年度～30年度における相談等件数は次のとおりである。

年度	電話相談	来所相談	相談計
28年度	532件	171件	703件
29年度	572件	206件	778件
30年度	451件	141件	592件

また、平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、市町村は成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが努力義務とされた。

平塚市では平成31年3月に「第1期平塚市成年後見制度利用促進計画」を策定した。

第6節 民生委員児童委員

本市民生委員児童委員定数は406人（平成28年12月1日～）で、うち46人が主任児童委員である。平成30年度における活動状況は次のとおり。

相談・支援件数 （内容別）	区 分	件数	相談・支援件数 （分野別）	区 分	件数
	在宅福祉			355	高齢者に関すること
介護保険		216	障害者に関すること	476	
健康・保健医療		710	子どもに関すること	659	
子育て・母子保健		216	その他	865	
子どもの地域生活		147			
子どもの教育・学校生活		164			
生活費		190			
年金・保険		23			
仕事		41			
家族関係		296			
住居		163			
生活環境		249			
日常的な支援		1,688			
その他		2,074			
計		6,532	計	6,532	
その他の活動件数	調査・実態把握	13,236	訪問回数	訪問・連絡活動	40,242
	行事・事業・会議への参加・協力	15,123		その他（調査等）	41,135
	地域福祉活動・自主活動	17,150		計	81,377
	民児協運営・研修	15,396	連絡調整回数	委員相互	21,030
	調査事務	345		その他の関係機関	12,788
	要保護児童の発見の通告・仲介	28		計	33,818
	計	61,278	活動日数		63,030
合 計	67,810				

第7節 社会福祉基金

市民・企業・団体・行政が一体となって、地域福祉の充実を図るため、市の拠出金と市民からの寄託金による平塚市社会福祉基金を昭和56年度から設置している。この基金設定により、市民の地域福祉活動への関心が高まってきている。基金事業としては、(1)地域福祉活動の条件整備及び推進に関する事業 (2) ボランティアの育成及び活動の支援・推進に関する事業 (3) 各種援護の充実を図る事業 (4) その他福祉施策の展開を図るための活動経費及び助成事業等を行っている。

1 基金の受入状況

(単位 円)

年度	区分	寄 附 件 数	民 間 寄 託 金	基金受入累計額
27年度		119	16,342,876	1,017,441,886
28年度		74	2,265,944	1,019,707,830
29年度		75	2,331,975	1,022,039,805
30年度		74	3,142,463	1,025,182,268

第8節 福社会館・南部福社会館・西部福社会館・七国荘・余熱利用施設

1 福社会館

平塚市福社会館は、市内における総合福祉施設として主に高齢者と障がい者（児）を対象に、健康上の問題や心配ごとなどの福祉相談をはじめ、憩いの場の提供、機能回復訓練、ボランティア活動の援護を行った。平成30年度の実績は次のとおりである。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	日曜開館利用	教養室等利用	計
4,062	31,565	422(団体内数)	10,490(個人内数)	35,627

イ 会議室等の利用 (単位 人)

第1会議室	第2会議室	第3会議室	第4会議室	料理講習室	点訳奉仕室	図書室
5,652	8,098	5,101	3,252	1,011	1,758	358
録音奉仕室	ボランティアセンター活動室	身障いこい室	身障知的障がい判定室	奉仕活動室	集会室	計
883	319	1,256	0	1,986	1,087	30,761

ウ 相談室の利用

B相談室 1,392件

C相談室 810件

D相談室 1,307件

(2) 事業内容

ア 老人福祉センター

老人福祉センターは、市内在住の高齢者及び障がい者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に提供し、健康で明るい生活を送ってもらうことを目的として開設している。

なお、毎月第2・第4日曜日には、障がい者団体を対象に日曜開館を実施している。

イ 健康相談

血圧測定等 6,464人

ウ 主な講座

(ア) 初心者のための一見レフ講座 3回 受講者延人数 27人

(イ) 今のうちから準備をしておく！終活講座 1回 " 23人

エ 主な自主事業

(ア) 囲碁ボール

2 南部福社会館

平塚市南部福社会館は、高齢者及び障がい者等の福祉並びに健康の保持・増進に寄与した。平成30年度の実績は次のとおりである。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
932	27,033	27,965

イ 会議室の利用 (単位 人)

会議室	ボランティア活動室	計
3,848	3,866	7,714

ウ 機能回復訓練用温水プール

・登録累計 個人 4,536人 団体 24団体

・利用 (単位 人)

機能訓練会		教室		個人	団体	計
0回	0	10回	1,656	13,357	373	15,386

エ 健康相談

血圧測定等 3,680人

オ 主な講座

(ア) 足ツボ健康法 2回 受講者延人数 44人

(イ) 交通安全教室 1回 " 25人

カ 主な自主事業

囲碁ボール

3 西部福社会館

平塚市西部福社会館は、高齢者及び障がい者、子育て中の親やその子ども等の福祉と生活の向上を図ることに寄与した。平成30年度の実績は次のとおりである。

(1) 利用状況

ア 老人福祉センターの利用 (単位 人)

団体利用	個人利用	計
2,064	40,426	42,490

イ 子育てサロンの利用 (単位 人)

どれみ (水～土)	のびのび (日～火)	計
8,113	3,790	11,903

ウ 会議室等の利用 (単位 人)

会議室	小会議室	工芸室	教養娯楽室	地域活動室	計
13,947	4,625	5,655	7,925	174	32,326

教養娯楽室の人数は、老人福祉センターの個人利用の数字に含まれる。

エ 多目的ホールの利用 (単位 人)

計
22,699

オ 健康相談

血圧測定等 5,509 人

カ 主な高齢者集い事業

介護予防体操・足健康教室	月 1 回程度	延参加人数	1,700 人
ピンポンの日	月 2 回程度	〃	492 人
はつらつビューティー体操	月 1 回程度	〃	474 人
オレンジカフェ	月 2 回程度	〃	961 人

キ 主な自主事業

リラクゼーションヨガ教室	月 2 回	延参加人数	780 人
西部ハッピーライフ健康体操	月 2 回	〃	894 人

ク 主な子育て支援事業

おもちゃの病院	月 1 回程度	延参加人数	470 人
手作りおもちゃ教室	月 1 回程度	〃	492 人

4 七国荘

七国荘は、老人憩いの家として設置し、高齢者及び青少年に対し教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、高齢者及び青少年の福祉の増進を図った。

(1) 利用状況 (単位 人)

団体利用	個人利用	青少年の家	計
4,060	2,008	207	6,275

ア 主な高齢者集い事業

囲碁ボール	月 1 回程度	延参加人数	177 人
七国健康体操	月 1 回程度	〃	47 人
文化教養教室	月 1 回程度	〃	98 人

イ 主な青少年支援事業

サマーイベント	0 回	延参加人数	台風のため中止
---------	-----	-------	---------

5 余熱利用施設（リフレッシュプラザ平塚）

平塚市余熱利用施設は、市民の健康及び福祉の増進並びに市民相互の交流促進を目的とし、子どもから高齢者の健康と福祉の向上を図ることに寄与した。平成 30 年度の実績は次のとおりである。

(1) 利用状況 (単位 人)

健康増進室	トレーニング室	浴場	その他	計
19,797	15,575	30,210	19,957	85,539

ア 健康相談

267 人

イ 主な健康増進事業

(子供パーソナル)

水中運動教室（11 月から 3 月まで） 月 3 から 4 回程度 延参加人数 14 人

(大人水泳)

パーソナルレッスン（7 月から 3 月まで） 月 4 回程度 // 175 人

体幹トレーニング（9 月から 3 月まで） 月 3 から 4 回程度 // 282 人

ノルディックウォーキング教室 6・11・12 月に開催 // 23 人

骨盤ストレッチ 定期的開催 // 704 人

高齢者健康体操 定期的開催 // 498 人

脂肪バイバイ 定期的開催 // 516 人

エアロビクス 定期的開催 // 505 人

ヨガ 定期的開催 // 1,025 人

サーキットトレーニング 定期的開催 // 1,238 人

健康体操（ダンベル編） 定期的開催 // 205 人

ウ 主な老人福祉事業

囲碁教室（5 月から 8 月まで） 定期的開催 延参加人数 71 人

将棋教室（10 月から 12 月まで） 月 2 から 3 回程度 // 15 人

絵てがみ教室 月 2 から 3 回程度 // 156 人

※各館の利用状況のまとめについては、次のとおり

施設名	区分	利用人数	
福祉会館	老人福祉センター		35,627
	会議室等	第1会議室	5,652
		第2会議室	8,098
		第3会議室	5,101
		第4会議室	3,252
		料理講習室	1,011
		点訳奉仕室	1,758
		図書室	358
		録音奉仕室	883
		ボランティアセンター活動室	319
		身障いこい室	1,256
		判定室	0
		奉仕活動室	1,986
		集会室	1,087
		小計	30,761
合計	66,388		
南部福祉会館	老人福祉センター		27,965
	会議室等	会議室	3,848
		ボランティア活動室	3,866
		小計	7,714
	機能回復訓練用プール		15,386
合計	51,065		
西部福祉会館	老人福祉センター		42,490
	子育てサロン	子育てサロンどれみ(水～土)	8,113
		子育てサロンのびのび(日～火)	3,790
		小計	11,903
	会議室等	会議室	13,947
		小会議室	4,625
		工芸室	5,655
		(教養娯楽室)※老人福祉センターの数字に含まれる。	(7,925)
		地域活動室	174
		調理場	215
	小計	24,616	
多目的ホール		22,699	
合計	101,708		
七国荘	老人憩いの家		6,275
余熱利用施設	健康増進・老人福祉	健康増進室(水中トレーニング槽)	19,797
		トレーニング室	15,575
		多目的室A	1,358
		多目的室B	1,894
		教養娯楽室	2,625
		機能回復訓練室	2,773
		集会室	11,040
		健康相談室	267
		浴場	30,210
合計	85,539		

第9節 社会福祉法人関係

1 社会福祉法人の所轄庁

平成25年4月1日から社会福祉法人に関する許認可等の権限が国、都道府県、政令指定都市及び中核市に加えて一般市にまで拡大された。これにより、平塚市の区域内でのみ事業を行う社会福祉法人は平塚市が所轄庁となり、許認可等の業務を行うこととなった。

平塚市が所管する社会福祉法人一覧

社会福祉法人名	住 所	主な施設
旭福祉会	平塚市河内310	あさひ保育園(児童)
大野福祉会	平塚市四之宮2丁目10-10	八幡保育園(児童)
岡崎福祉会	平塚市岡崎449	ゆうかり保育園(児童)、岡崎ケアセンター(高齢)
研水会	平塚市万田888-1	高根台ホーム(高齢)
湘光会	平塚市真田2丁目7-21	あしたば(高齢)
湘南敬友会	平塚市岡崎4015-1	陽だまりの丘(高齢)
湘南曾寿会	平塚市南豊田85-1	豊田敬愛ホーム(高齢)
湘南富士見会	平塚市桜ヶ丘9-41	桜ヶ丘ケアセンター(高齢)
真幸会	平塚市万田939-4	真土すばる保育園(児童)、ケアハウス湘南の里(高齢)
伸生会	平塚市御殿2丁目17-42	平塚特別養護老人ホーム(高齢)
進和学園	平塚市万田475	進和やましろホーム(障がい)、いずみ保育園(児童)
則信会	平塚市西真土4丁目23-35	ケアハウスういすたりあ(高齢)
つちや社会福祉会	平塚市土屋2196-1	ローズヒル(高齢)
徳栄会	平塚市花水台12-28	もんもん保育園(児童)
中原福祉会	平塚市南豊田301-1	中原保育園(児童)
花	平塚市南金目346-1	でい工房花はな(障がい)
浜岳福祉会	平塚市北金目2丁目9-24	金目保育園(児童)
平塚市社会福祉協議会	平塚市追分1-43	
平塚地域生活福祉会	平塚市平塚5丁目8-26	スペースセル(障がい)
翠福祉会	平塚市四之宮1丁目8-92	みどり保育所(児童)
和心知会	平塚市片岡833-10	わしんち元気・平塚(高齢)

2 設立、定款変更の認可等

社会福祉法人の設立、定款の変更等については、所轄庁の認可を受けなければその効力は生じない。また、基本財産の担保提供等については、所轄庁の承認が必要となる。

許認可・届出等件数

項 目	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	
設立認可	0	0	1	0	1	件
定款変更認可	7	6	24	7	5	件
基本財産の処分	0	0	0	1	0	件
担保提供等の承認	0	2	0	1	2	件
合併認可	0	0	1	0	0	件
定款変更届	0	3	0	3	3	件

項目	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	
代表者の変更届	0	0	1	3	0	件

3 指導監査

社会福祉法人は、主に障がい者や児童、高齢者などの社会的な立場の弱い者を対象とした福祉サービスを行っており、公的な優遇措置も受けていることから、適正な法人運営と安定的な社会福祉事業の経営を確保するため、本市が運営全般に対して積極的に助言、指導を行っている。

また、指導監査において重大な問題が認められた法人又は不祥事が判明した法人に対しては、改善が図られるまで継続的に指導監査を実施している。

なお、指導監査の結果等はホームページ上で公開している。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

原則3年に1回、指導監査を行うが、外部監査の実施や苦情解決の取組み、福祉サービス第三者評価の受審等の取組みを積極的に進めている法人については、5年に1回とする。

イ 臨時指導監査

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に指導監査を実施する。

(2) 特別指導監査

定期指導監査において法人運営に法律・基準・定款に著しい違反が認められるなど運営に重大な問題を有する法人について、指導監査を行う。

指導監査件数

項目	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	
指導監査	11	11	13	12	12	法人
文書指摘	14	12	7	5	1	件
法人運営	8	10	4	2	0	件
法人会計	6	2	3	3	1	件
口頭指摘	33	38	28	42	45	件
法人運営	19	27	16	18	21	件
法人会計	14	11	12	24	24	件

第2章 高齢福祉

高齢福祉課

令和7年(2025年)にはいわゆる団塊の世代が後期高齢者となり、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる。こうした中、介護保険制度を維持し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活していくことを可能とするために、限りある資源を効率的かつ効果的に活用することに加え、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくことが重要となる。

これらを踏まえ、高齢者の生活支援に取り組み、安心していきいきと生活を営めるよう高齢者福祉施策の充実に努めた。

1 高齢者福祉計画(平成30年度～令和2年度)の推進

平成30年度からの3か年を計画期間とする高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第7期])に基づき、その理念として掲げる「長寿社会を楽しみ、安心していきいきと暮らせるまち」の実現を図るため、高齢福祉分野等の事業を展開して在宅福祉サービスの充実に努めた。

2 老人ホームへの入所委託

養護老人ホームへの本年度入所委託は次のとおりである。

なお、特別養護老人ホームへの入所は介護保険に移行された。

老人ホーム措置状況

(単位 人)

養 護 老 人 ホ ー ム		
施 設 名	29 年 度	30 年 度
平塚養護老人ホーム	52	52
横須賀老人ホーム	2	1
湘風園	1	1
富岡ホーム	13	13
敬愛の園	2	1
えびな南高齢者施設	2	2
藤沢養護老人ホーム	1	1
計	73	71

介護保険制度移行後、やむを得ない措置として一部介護保険制度上の施設・在宅サービスに措置が残った。

やむを得ない措置状況

平成29年度 利用者 11人

平成30年度 利用者 16人

3 敬老祝品の贈呈

高齢者に敬愛の意を表し、その長寿をお祝いし、日本古来の節目である88歳(米寿)と99歳(白寿)を迎える方へ、9月に祝品の贈呈を行い、また、99歳以上の希望者には市長訪問を実施した。敬老祝品贈呈内容は次のとおりである。

敬老祝品贈呈内容

年 齢	対 象 者 数		祝 品
	男 性	女 性	
88 歳 (米寿)	332 人	705 人	(88 歳) メッセージカードと介護リハビリ用品
99 歳 (白寿)	11 人	53 人	(99 歳以上)
100 歳以上	21 人	125 人	メッセージカードと肩掛け
計	364 人	883 人	
市長訪問対象者 (99 歳以上)	7 人	47 人	訪問者 54 人

4 軽作業代行業

ひとり暮らし高齢者等の自立した生活を支援するため、作業員を派遣し、軽易な日常生活援助を行った。

延利用者 161 人 延派遣者数 289 人 事業費 504,800 円

5 通院介助事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に、医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対して、通院の機会を確保し、在宅生活の維持向上を図った。

延利用者 37 人 事業費 75,650 円

6 ふとん乾燥・丸洗い事業

ねたきり高齢者が使用している寝具を衛生的にし、快適な日常生活を送ることができるよう巡回によるふとんの乾燥丸洗いを実施した。

延利用者 乾燥 134 人 丸洗い 33 人 事業費 278,706 円

7 配食見守りサービス事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、食事の支度が困難な者に対して、デイサービスセンターの給食施設等で調理した夕食を配食し、高齢者の安否を確認するとともに、在宅での生活の安定と自立生活の助長を図った。

利用者 72 人 延配食数 10,480 食 事業費 524,000 円

8 在宅時緊急通報システム事業

緊急対応が必要な発作を頻発する可能性があるひとり暮らし高齢者等に緊急通報システム用機器を貸与し、緊急事態発生時における迅速な緊急体制の確立を図り、日常生活の安全の確保を図った。

利用者 127 人 (うち年度途中での撤去 24 人) 事業費 5,090,088 円

9 お話し見守り歩数計（ひらつかミルック）事業

ひとり暮らし高齢者等に見守り歩数計機器を貸与し、歩数計機能による利用対象者の健康促進、緊急事態発生時における迅速な救援体制の確立、利用対象者の日常生活の安全確保等を図った。

利用者 348 人（うち年度途中での撤去 70 人） 事業費 5,868,520 円

10 はいかいSOS平塚事業

認知症高齢者の行方が分からなくなったときに協力機関（タクシー会社、郵便局、FMラジオ局、薬局等）に情報を提供して捜索の協力を依頼するシステムを展開した。また、おおよその位置が測定できる見守りGPSを貸与し、早期発見を図った。

ネットワーク登録者 214 人（うちGPS利用者 62 人） 事業費 337,664 円

11 老人クラブ支援

老人クラブは、地域を基盤に 60 歳以上の会員により、教養・生きがい・体育レクリエーション・奉仕・地域社会交流活動を通じて高齢者の福祉の向上に努めている。市はこれらのクラブの活動を支援するために、補助金を交付した。

老人クラブ補助金交付状況

ク ラ ブ 数	会 員 数	補 助 金
111	4,643 人	7,088,413 円（うち連合会分 2,692,813 円）

12 ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業

自宅で理容・美容サービスを受けることを希望する、ねたきりや重度障がいの高齢者に対し利用者負担の一部を助成する助成券を交付した。

交付者 84 人 使用枚数 172 枚 助成額 344,000 円

13 老人福祉施設整備助成事業

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所待機者を解消するため、平成 30 年度から令和 2 年度までを実施期間とする平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画 [第 7 期]）に基づき、特別養護老人ホームの新設に向けた公募を実施した。

第3章 障がい福祉

行政総務課、障がい福祉課

本市の障がい者（児）は、身体、知的、精神障害者の合計 11,941 人（延べ 12,350 人）である。障がい者が地域の一員として暮らせるようにサービスの拡充を図るとともに、障害福祉サービスが定着するよう努めている。

第1節 障がい者の現状

1 身体障害者（児）障害別等級別状況 (単位：人)

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
30年度		3,009	1,347	1,222	1,726	343	491	8,138
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
30年度	肢 体	574	680	997	1,349	392	252	4,244
	聴 覚	0	275	128	179	0	325	907
	視 覚	177	147	59	57	120	43	603
	言 語	0	0	102	66	0	0	168
	内 部	1,779	25	276	590	0	0	2,670
合 計								8,592

2 身体障害者手帳の新規交付

身体障害者福祉法では、身体障害者手帳の交付を受けた者を身体障害者（児）と規定し、法に基づく福祉対策の対象としている。

(単位：人)

	肢 体	聴 覚	視 覚	言 語	内 部	計
30年度	201	40	21	7	262	531

3 知的障害者（児）程度別状況 (単位：人)

	最重度 A1	重 度 A2	中 度 B1	軽 度 B2	計
30年度	394	399	534	653	1,980

注：最重度 A1 I Q おおむね20以下 中 度 B1 I Q 36～50
 重 度 A2 I Q おおむね21～35 軽 度 B2 I Q 51以上

4 療育手帳の新規交付

知的障害者(児)に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくすることを目的として交付される。(単位：人)

	最重度 A1	重度 A2	中度 B1	軽度 B2	計
30年度	3	6	12	82	103

5 精神障害者保健福祉手帳所持者程度別状況

(単位：人)

	1級	2級	3級	計
30年度	329	1,379	524	2,232

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正により、平成14年度から市が精神障害者に対する福祉業務の窓口となっている。

6 精神障害者保健福祉手帳の新規交付

精神障害者に対して、各種の制度利用を目的として交付される。(単位：人)

	1級	2級	3級	計
30年度	16	129	107	252

第2節 補装具及び日常生活用具

1 補装具費の支給

身体の失われた部分や障がいのある部分の機能を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の購入及び修理の費用を身体障害者(児)等に助成する。

(延件数)

		義眼	補聴器	義手	義足	装具	車いす	杖	その他	計
30年度	交付	1	72	5	14	146	51	36	52	377
	修理	0	105	0	20	128	119	0	19	391
合計		1	177	5	34	274	170	36	71	768

2 日常生活用具給付等事業

身体障害者(児)等の日常生活が、より円滑に行われるための用具の購入費用を助成する。

(延件数)

	介護・訓練 支援用具	自立生活 支援用具	在宅療養等 支援用具	情報・意思 疎通支援用具		排泄管理 支援用具	計
				点字図書	その他		
30年度	14	34	32	4	42	6,713	6,839

第3節 自立支援給付・地域生活支援事業・自立支援医療

1 居宅介護事業（ホームヘルプサービス）等

重度の障がい等のため、日常生活を営むのに支障がある障がい者（児）の家庭等を訪問して、家事、介護及び通院の介助、視覚障がい者の同行援護等を行う。

	利用者数（人）	派遣時間数（時間）
30年度	295	69,425

2 移動支援

重度の障がい等のため、移動に介助が必要な障がい者（児）（全身性障がい、知的障がい、精神障がい）に対して、社会参加等のための移動支援を行う。

	利用者数（人）	派遣時間数（時間）
30年度	227	12,976

3 短期入所事業

重度の障がい者（児）を介護している家族が、疾病や旅行等の理由によって介護ができない場合、一時的（1週間程度）に障がい者（児）が施設へ入所する。

	利用者数（人）	利用日数（日）
30年度	316	15,517

4 生活介護事業

日中活動に常時介護を必要とする障がい者に対して、施設にてサービスを提供する。

	利用者数（人）	利用日数（日）
30年度	641	138,072

5 就労移行支援・就労継続支援A型（雇用契約によるもの）・B型

施設通所型サービスにより、就労や生産活動の機会を提供し、一般就労等への移行支援を行う。

就労移行支援

	利用者数（人）	利用日数（日）
30年度	108	11,685

就労継続支援A型

	利用者数（人）	利用日数（日）
30年度	72	16,090

就労継続支援B型

	利用者数（人）	利用日数（日）
30年度	535	82,574

就労定着支援

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
30 年度	18	60

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能障害者に手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い意思疎通を支援することにより、社会参加を促進する。

		利用者数 (人)	派遣回数 (回)
30 年度	手話通訳	64	455
	筆記通訳	10	29

7 地域活動支援センター事業

事業所ごとのプログラムに沿って、日中活動の場を提供する。

	利用者数 (人)	利用日数 (日)
30 年度	436	53, 775

8 日中一時支援事業

介護者のレスパイト (休息) 等を目的とした日中の一時預かりサービスを提供する。

	利用者数 (人)	利用回数 (回)
30 年度	158	7, 446

9 施設訓練等支援事業

(1) 施設入所支援事業

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行う。

	施設数 (施設)	利用者数 (人)
30 年度	54	276

(2) 共同生活援助事業

指導職員を配置した住居を提供することにより、障がい者の自立生活を支援し、社会参加を促進する。

		施設数 (施設)	利用者数 (人)
30 年度	共同生活援助 (グループホーム)	91	247
	福祉ホーム	1	1

10 自立支援医療

(1) 自立支援医療 (更生医療)

18 歳以上の身体障害者に対して、障がいの軽減や機能の回復を目的とした手術、治療の医療費を一部負担する。

	新規申請者数 (人)	利用者数 (人)
30 年度	26	152

(2) 自立支援医療（育成医療）

そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）に対して、その障がいを除去又は軽減するために治療を受けた場合や装具を作成した場合の医療費を一部負担する。

	新規申請者数（人）	利用者数（人）
30年度	11	20

(3) 自立支援医療（精神通院）

精神疾患の治療のため、医療機関に通院している者を対象に、その医療費を一部負担する。

	新規申請者数（人）	利用者数（人）
30年度	496	4,145

第4節 相談・手当・重度障害者医療費助成

1 障がい種別ごとの相談件数

平成18年10月から、障がい特性に応じた専門的な相談支援を行えるよう、相談支援事業所へ相談業務を委託している。(延件数)

		電話	訪問	来所	その他
30年度	ソール平塚生活支援センター (身体障がい)	4,969	1,065	85	482
	サンシティひらつか(知的障がい)	2,918	1,025	796	741
	ほっとステーション平塚(精神障がい)	4,806	146	771	195

2 障がい者就労促進事業

障がい者の就労や職場定着を支援するため、ひらつか就労援助センターに助成している。

	新規相談者数（人）	左記のうち一般就労者数（人）
30年度	44	32

3 障害者虐待防止センター通報受理件数

障害者虐待防止法に基づき、障がい福祉課に障害者虐待防止センターを設置している。

	通報受理件数（件）
30年度	24

4 福祉手当

重度の障がいのために必要となる精神的、物質的な負担の軽減の一助として手当を支給する。

		支給月額（円）	対象人数（人）
30年度	障害児福祉手当	14,650	135
	特別障害者手当	26,940	197
	経過的福祉手当	14,650	11
	心身障害者福祉手当	3,000	6,022

5 重度障害者医療費助成事業

重度障がい者に対し医療費の一部を助成することにより負担の軽減を図る。

	対象人数（人）	支給件数（件）
30年度	6,212	194,358

第5節 障がい者ワークステーション事業

知的障がい者等が市職員として市役所で働くことにより、仕事のスキルや社会性を身に付け、一般就労へのステップアップを目指し、支援員の指導の下、各課に潜在する軽易な事務作業等をするための場所として、ワークステーションひらつか「夢のタネ」を平成27年2月に設置した。

1 設置目的

(1) 福祉の視点

ア 「障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活するまちづくり」（平塚市障がい者福祉計画）を実現するため、障がい者の働く場を提供する。

イ 障がい者の一般就労へのステップアップを支援する。

(2) 事業主の視点

ア 障がい者雇用を推進する。（法定雇用率の達成）

イ 公的な事業主として、障がい者雇用の推進モデルを示す。

ウ 庁内の軽易な事務作業等を集約処理し、仕事の効率化を図る。

2 職員体制（平成30年4月1日現在）

支援員：3名 障がい者スタッフ：6名

3 運営実績

(1) 事業実績

庁内61の部署から業務の依頼を受けて、通知の封入・封かん、印刷、シュレッダー、パソコンの入力等830件の業務を完了させた。

(2) 就労支援

夢のタネの運営目的の一つであるスタッフの一般就労を目指して就職面接会への参加や民間企業での実習に取り組み、2人が就職した。

また、養護学校やサンシティひらつか、神奈川県社会福祉協議会等の見学・実習生を受け入れるなど夢のタネのPRと障がい者の支援を行った。

第4章 生活福祉

福祉総務課、生活福祉課

第1節 生活保護

本市の生活保護法による被保護世帯数・人員は、平成30年度末現在2,612世帯・3,385人で保護率は13.14%である。保護率は高齢化の進展や単身世帯の増加など、社会的状況を背景に増加傾向で推移している。平成30年度における本市の保護開始は338件で、主な理由は預貯金、就労収入等の減少・喪失、並びに世帯主の傷病が挙げられる。これに対して廃止は310件で、主な理由は死亡・失そう、他市への転出、就労収入の増加である。

なお、最低生活費の尺度となる生活保護基準は、国民生活の動向等を勘案し、改定されている。

1 生活保護分類

(注：%は千分率を示す)

(1) 被保護世帯・人員の状況（年度末現在）

区分 年度	世帯	人口	被保護者		人口に対する 保護率
			世帯	人数	
29	110,410	257,962	2,590	3,378	13.09%
30	111,427	257,499	2,612	3,385	13.14%

(2) 扶助別人員の状況（年間延人数）

(単位 人)

区分 年度	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助
29	35,911	36,362	2,376	6,678	32,386	3	846	82
30	35,933	36,311	2,356	7,196	33,226	0	744	87

(3) 世帯構造の状況

ア 労働力類型別世帯（年度末現在）

(単位 世帯)

区分 年度	世帯主稼動世帯				世帯員の 稼動世帯	非稼動 世帯
	常用	日雇	内職	その他		
29	235	68	5	35	54	2,193
30	226	65	5	39	66	2,211

イ 世帯類型別世帯（年度末現在）

(単位 世帯)

区分 年度	高齢者世帯	母子世帯	傷病障害者世帯	その他
29	1,450	148	588	404
30	1,494	146	588	384

(4) 保護の開始・廃止の状況

開始の理由	件数	比率	廃止の理由	件数	比率
世帯主の傷病	48 件	14.2 %	世帯主の傷病の治癒	0	0.0 %
世帯員の傷病	4	1.2	世帯員の傷病の治癒	0	0.0
就労収入の減少・喪失	27	8.0	就労収入の増加	28	9.0
世帯主の死去・離別	9	2.7	死亡・失そう	161	51.9
預貯金、手当、仕送り 収入の減少・喪失	201	59.5	年金、手当、仕送り 収入の増加	18	5.8
他市から転入	12	3.5	親族・縁者等の引取	11	3.6
その他	37	10.9	施設入所	3	1.0
			他市への転出	30	9.7
			その他	59	19.0
計	338	100.0	計	310	100.0

ア 1世帯及び1人当り保護費 (単位 円/月)

区分 年度	世帯当り	1人当り
	29	182,524
30	186,528	143,932

イ 扶助別保護費の状況 (単位 円)

区分 年度	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費
29	1,883,456,831	1,006,344,918	26,620,610	142,837,166
30	1,804,204,491	1,031,106,756	20,420,289	151,249,560

区分 年度	医療扶助費	その他	施設事務費	計
29	2,497,991,781	28,959,005	86,634,816	5,672,845,127
30	2,727,266,154	25,019,857	87,263,248	5,846,530,355

第2節 援護対策

1 戦没者遺族援護

(1) 平塚市遺族会

市内戦没者遺族等の相談援護や各種慰霊活動を行っている遺族会に対し、その運営及び事業を援助する目的で補助金を交付した。

(2) 平塚市戦没者及び戦災殉難者追悼事業

平塚市戦没者及び戦災殉難者を追悼し、平和を祈念するために、平成30年10月、平和慰霊塔前（平塚八幡山公園内）において「平塚市戦争犠牲者を追悼し平和を祈念する集い」を実施した。

2 災害見舞金

火災等による被災者に対して、次のとおり見舞金等を交付した。

(単位 円)

	全焼・全壊		半焼・半壊		消火損害		床上浸水		土砂等のたい積	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1人世帯	1	50,000	0		4	80,000	0		0	
2人以上世帯	2	160,000	2	100,000	0		1	30,000	0	
店舗・事務所	0		1	20,000	0		0		0	
合計	3	210,000	3	120,000	4	80,000	1	30,000	0	

	傷病		死亡	
	件数	金額	件数	金額
世帯主	0		0	
その他	0		0	
合計	0		0	

3 原子爆弾被爆者慰問金

原子爆弾の投下により被爆した方に対し、慰問金5,000円を交付した。

39人 195,000円

第5章 児童（母子）福祉

保育課、こども家庭課

1 児童手当制度

児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としている。

支給要件は、0歳から中学校修了（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育する者となっており、支給額は3歳未満の児童1人につき月額15,000円（一律）、3歳以上小学校修了前の児童1人につき月額10,000円（ただし、第3子以降の児童については1人につき月額15,000円）、中学生の児童1人につき月額10,000円（一律）となっている。また、平成24年6月分から所得制限が導入され、所得制限限度額以上の場合は、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給となっている。

児童手当延人数及び金額

区分	平成30年度					
	児童手当		特例給付		施設等入所等児童	
	延人数	金額	延人数	金額	延人数	金額
被用者	268,141	3,012,385,000	29,315	146,575,000		
非被用者	57,716	648,385,000	1,889	9,445,000	1,112	11,760,000
小計	325,857	3,660,770,000	31,204	156,020,000	1,112	11,760,000
合計	延人数	金額				
	358,173	3,828,550,000				

2 児童扶養手当支給制度

父母の離婚、父母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給し、ひとり親世帯等の生活の安定を図り、自立を促進することを目的とする。

対象者

市内に居住し、次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令の定める程度の障害の状態にある者）を監護する母又は監護し生計を同じくする父、あるいは父母にかわって児童を養育している人が手当を受けることができる。

支給要件

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令の定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- (6) 父又は母が裁判所からの保護命令を受けた児童
- (7) 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- (8) 母が婚姻しないで生まれた児童
- (9) 父・母ともに不明である児童（孤児など）

・次のような場合、手当は支給されない。

児童が …………… ア 国内に住所を有しなくなったとき。

イ 児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられたりしたとき（非監護）。

ウ 上記支給要件に該当しなくなったとき。

父、母又は養育者が…ア 国内に住所を有しなくなったとき。

イ 婚姻の届け出はしなくても、事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき。

手当の額		(平成31年3月時点)
区 分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方 (所得に応じて決定)
児童1人のとき	月額42,500円	月額42,490円から10,030円までの10円きざみの額
児童2人のとき	加算額10,040円	加算額10,030円から5,020円までの10円きざみの額
児童3人以上のとき	1人あたりの加算額6,020円	1人あたりの加算額6,010円から3,010円までの10円きざみの額

手当の請求者及び扶養義務者等の所得が政令で定める額以上の場合は、手当の全額又は一部を支給しない。

児童扶養手当延人数及び金額

区 分	平成29年度		平成30年度		
	延人数(人)	金額(円)	延人数(人)	金額(円)	
全額支給者	11,604	490,870,770	11,702	496,554,010	
一部支給者	13,079	378,514,820	12,047	345,831,480	
加算額	2子加算	9,616	88,329,420	9,195	84,763,260
	3子以降加算	2,808	16,118,030	2,837	16,415,810
計		973,833,040		943,564,560	

3 家庭児童相談

家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員が問題解決にあたっている。

相談件数 (単位 件)

	養護相談	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他	計
29年度	1,274	0	2	0	15	13	1,304
30年度	1,265	0	2	0	14	25	1,306

4 母子・父子相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭に対し自立に必要な相談や支援等を行っている。

相談件数 (単位 件)

	生活一般	児童	生活援護	その他	計
29年度	341	179	901	23	1,444
30年度	274	220	818	23	1,335

5 児童福祉施設等

平成30年4月1日現在、市内の認可保育所・認定こども園は、保育所が公立・私立合わせて36か所、幼保連携型認定こども園が3か所、幼稚園型認定こども園が3か所あり、また助産施設は2か所となっている。

認定こども園には、上記のほか、保育園型があるが、市内には設置されていない。

(1) 保育所等（認可保育所・認定こども園）

ア 施設数・定員・入所者数

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まり、児童を保育する施設に関する制度が拡充された。本市には認可保育所のほかに認定こども園がある。

なお、入所者数には、他市からの受託児童を含む。平成30年4月1日現在、保護者の勤務地等の関係による他市からの受託児童は65人、他市への委託児童は83人であった。

平成30年4月1日現在

		保育所等		入所者数			
		施設	定員	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	計
29年度	公立	9か所	795	337	152	342	831
	民間	33か所	2,910	1,279	605	1,280	3,164
	合計	42か所	3,705	1,616	757	1,622	3,995
30年度	公立	9か所	783	335	170	313	818
	民間	33か所	2,910	1,276	632	1,271	3,179
	合計	42か所	3,693	1,611	802	1,584	3,997

イ 保育料階層区分別入所者数

保育料は保護者の前年分の所得税額により算定され、税額により区分された保育料の階層ごとの入所者数は下記のとおりである。

平成30年4月1日現在(管外受委託を除く)

階層	世帯区分	3歳未満児					3歳以上児					総計	
		保育料基本額(円/月)	第1子	第2子	第3子	合計	保育料基本額(円/月)	第1子	第2子	第3子	合計		
A	生活保護世帯	0	13	5	1	19	0	20	3	5	28	47	
B	非課税所得割世帯	市町村民税非課税世帯	0	52	25	1	78	0	175	9	0	184	262
			2,600	16	33	21	70	2,400	41	31	29	101	171
C	市町村民税均等割課税世帯	7,200	7	2	2	11	6,100	10	10	5	25	36	
D	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	10,400	47	32	8	87	8,600	91	40	31	162	249
		48,600円以上	13,400	30	28	4	62	11,100	49	14	8	71	133
		60,000円以上	17,000	43	22	3	68	13,500	74	14	4	92	160
		70,000円以上	21,200	25	17	5	47	15,900	43	7	0	50	97
		77,000円以上	25,600	97	34	1	132	18,200	123	13	0	136	268
		97,000円以上	29,600	133	72	9	214	20,200	246	26	1	273	487
		130,000円以上	34,600	83	52	5	140	22,200	137	12	0	149	289
		150,000円以上	39,400	68	33	1	102	24,200	118	12	0	130	232
		169,000円以上	44,000	130	64	6	200	26,200	222	17	1	240	440
		211,000円以上	49,000	94	59	0	153	28,200	211	14	0	225	378
		260,000円以上	53,800	50	33	2	85	29,800	135	7	0	142	227
		301,000円以上	55,000	41	25	1	67	30,400	129	6	0	135	202
		360,000円以上	56,200	15	10	0	25	30,900	48	1	0	49	74
		397,000円以上	57,600	6	1	0	7	31,200	32	1	0	33	40
		425,000円以上	59,600	1	2	0	3	31,800	19	1	0	20	23
		450,000円以上	61,800	2	2	0	4	32,400	17	1	0	18	22
		475,000円以上	64,000	14	7	2	23	33,000	68	4	0	72	95
			967	558	72	1,597		2,008	243	84	2,335	3,932	

注：1 保育料基本額は、子ども・子育て支援新制度における保育標準時間のもの。他に保育短時間がある。

2 保育料は、第1子は保育料基本額、第2子は基本額の1/2、第3子は無料

3 保育料の多子認定による軽減（1/2、無料）は、兄弟のうち幼稚園、保育園等に在籍する未就学児で判断するが、国の幼児教育の段階的無償化により、平成28年4月から低所得世帯等における多子認定の年齢制限が撤廃された。

4 市民税の所得割額が77,101円未満に該当する世帯でひとり親世帯、在宅障がい児（者）が同居している世帯等については保育料の負担軽減措置が始まり、基本額は2,600円、第2子は無料。

ウ 開放保育事業

公立保育園の開放保育は平成4年に2園から始まり、現在では保育園が実施する子育て支援の中心事業の一つとして全ての公立保育園・認定こども園で実施している。子育て親子が安心して遊べる場所の提供、母親間の交流の場づくり、育児相談や育児情報誌の発行など各園が工夫を凝らし積極的な支援活動を行っている。

区分 年度	実施保育所	実施回数	参加児童数	参加児童数のうち 3歳未満児の人数
29	9	449	2,341	2,145
30	9	451	1,950	1,751

(2) 助産施設

助産施設は経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の入所助産の措置をしており、市内は平塚市民病院、近隣では伊勢原協同病院に設置されている。29年度は5件、30年度は6件実施した。

6 母子福祉資金等利子補給事業

母子世帯等の経済的自立と生活安定向上を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金利用者に対し、利子相当額を補給することによって、経済的負担の軽減と償還意欲の向上を図った。

件数及び金額

区分	件数 (件)	金額 (円)
29年度	2	4,583
30年度	4	4,352

7 ひとり親家庭等の医療費助成事業

母子家庭等に対し、医療保険診療分の助成を行い、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図った。

対象世帯数	母子世帯	父子世帯	養育者世帯	計
H30.3.31 現在	2,004	89	16	2,109
H31.3.31 現在	1,917	86	20	2,023

8 母子家庭等自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が就業促進のために教育訓練や高等職業訓練を受けたとき費用の一部等を給付し、自立支援を図った。

(単位 人)

区分	教育訓練給付金	高等職業訓練促進給付金		計
		高等職業訓促進給付金	修了支援給付金	
29年度	7	10	1	18
30年度	5	10	3	18

9 子育て支援センター事業

豊田分庁舎で、子育て親子の交流ひろばの開設並びに育児不安についての相談及び地域の保育資源の情報提供などを実施し、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行った。(平成9年4月1日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	29	11,093	13,953	25,046
	30	10,729	12,805	23,534

育児相談 件数	年度	面接	電話	その他
	29	3,760	32	423
	30	3,568	28	389

10 つどいの広場事業

主に乳幼児（0歳から3歳）とその親の交流・つどいの広場の提供や子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを実施した。

(1) つどいの広場「もこもこ」(平成17年9月27日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	29	3,798	3,996	7,794
	30	4,262	4,585	8,847

育児相談 件数	年度	件数
	29	702
	30	532

(2) つどいの広場「きりんのおうち」(平成22年2月26日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	29	7,666	8,279	15,945
	30	7,237	7,724	14,961

育児相談 件数	年度	件数
	29	907
	30	920

(3) つどいの広場「どれみ」(平成22年4月1日事業開始)

利用者数	年度	大人	子ども	計
	29	3,980	4,488	8,468
	30	3,731	4,382	8,113

育児相談 件数	年度	件数
	29	244
	30	211

(4) つどいの広場「ぼけっと」(平成29年4月1日事業開始)

利用件数	年度	大人	子ども	計
	29	2,650	2,777	5,427
	30	2,498	2,618	5,116

育児相談 件数	年度	件数
	29	41
	30	42

(5) つどいの広場「ここにくらす」(平成30年11月1日 事業開始)

利用件数	年度	大人	子ども	計
	30	303	349	652

育児相談 件数	年度	件数
	30	15

11 ファミリーサポートセンター事業

育児の援助を受けたい人で行いたい人からなる会員組織を設立し、会員が地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援した。(平成15年7月1日相互援助活動開始)

会員数	年度	依頼会員	支援会員	両方会員
	29	1,289	284	42
	30	1,341	253	30

活動報告	年度	活動件数
	29	2,798
	30	2,252

12 病後児保育事業

生後6か月から小学校3年生までの児童が病気の回復期にあつて集団保育及び家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育した。(平成25年8月1日事業開始)

年度	登録者数	利用者数
29	189	262
30	192	239

13 地域療育システム事業

こども発達支援室を設置し、障がい(軽度発達障がいを含む)のおそれがある未就学児を中心とした相談を受け、経過観察に基づいて関係機関への紹介を行っている。

療育相談事業

(1) 初回相談件数

	件数
29年度	279
30年度	275

初回相談内容別件数(重複あり)

	言語	発達	身体	社会性	その他
29年度	159	17	15	132	7
30年度	172	22	9	122	8

(2) 専門相談件数

	実件数	延件数
29年度	771	4,502
30年度	754	3,907

専門相談内訳(重複あり)

	臨床心理士	言語聴覚士	ことばの相談員	作業療法士	理学療法士	保育士
29年度	1,707	211	1,705	806	5	68
30年度	1,330	197	1,502	771	32	75

(3) 経過観察グループ

	実施回数	実件数	延件数
29年度	137	96	772
30年度	149	116	981

14 およこ広場事業

市内4ヶ所の子どもの家を利用して、地域の親子が安心して遊べる場を提供し、子育て支援情報の提供や育児に関する様々な相談を行った。

	実施回数	参加児延べ人数	相談件数
29年度	31	390	48
30年度	32	424	10

15 小児医療費の助成事業

子どもたちの健全な育成支援と健康の増進を図るため、平成28年4月から通院年齢の引き上げを行い、中学3年生までの入院及び通院に係る医療費の助成を行っている。(ただし、小学生以上については、保護者の所得制限がある。)

(1) 医療証交付者数(H31.3.31現在)

(単位 人)

未就学児	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児	小計	
	1,547	1,731	1,759	1,848	1,848	1,816	1,809	12,358	
小学生	7歳児	8歳児	9歳児	10歳児	11歳児	12歳児		小計	
	1,659	1,655	1,647	1,684	1,637	1,609		9,891	
中学生	13歳児	14歳児	15歳児					小計	
	1,520	1,564	1,592					4,676	
								計	26,925

(2) 小児医療費助成状況

年度	助成件数(件)	助成額(円)
29年度	393,304	766,105,192
30年度	384,069	738,807,554

16 児童発達支援等事業（障害児通所給付、障害児相談支援等）

(1) 児童発達支援

就学前の児童に対して、日常生活の動作や集団生活への適応訓練などの支援を行う。

	利用者数（人）	利用日数（日）
29年度	197	9,733
30年度	195	7,958

(2) 放課後等デイサービス

学齢期の児童・生徒に対して放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や余暇支援などを行う。

	利用者数（人）	利用日数（日）
29年度	527	55,247
30年度	567	60,584

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う児童に対して、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活のために必要な支援を行う。

	利用者数（人）	利用日数（日）
29年度	20	216
30年度	17	164

(4) 障害児相談支援

障害児とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用のための障害児支援利用計画を作成する。

	利用者数（人）
29年度	660
30年度	649

(5) 障がい児タイムケア

小学生の重症心身障がい児を対象に、放課後や長期休暇中の活動を支援する。

	利用者数（人）	利用日数（日）
29年度	4	157
30年度	3	72

第6章 保険年金

保険年金課

第1節 国民健康保険

昭和29年7月旭村の合併により、村営で実施していた国保を継承し、一部の地区実施という形態で運営されていたが、昭和31年9月国保実施町村である大野町ほか5か村（金目村は昭和32年10月合併）を合併したのに伴い、国民健康保険課が設置された。昭和32年4月からは、全市域を対象に実施している。国保診療報酬請求にかかる審査、支払事務については、昭和52年4月から県国保団体連合会へ委託した。昭和59年10月に退職者医療制度が創設された。国民健康保険制度の改正により、平成14年10月から、70歳以上の被保険者（昭和7年10月1日以後生まれの人）に「高齢受給者証」の交付を開始した。平成20年4月1日から後期高齢者医療制度が創設された。

平成30年度からは国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、市は保険給付や税率の決定など、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うことになった。

1 国保被保険者数

(単位 人 平成31年3月31日現在)

年度	被保険者	一般被保険者	退職被保険者等	介護保険制度第2号被保険者	人口	加入率 (%)
29	61,359	61,033	326	19,281	257,196	23.86
30	58,114	58,066	48	18,180	256,732	22.64
増減	-3,245	-2,967	-278	-1,101	-464	-1.22

介護保険制度第2号被保険者（40歳以上65歳未満の方）

資格取得（加入者）の内訳

(単位 人 資料：事業年報)

年度	転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
29	2,526	7,497	161	202	2	293	10,681
30	2,458	7,586	167	172	2	264	10,649
増減	-68	89	6	-30	0	-29	-32

資格喪失（脱退者）の内訳

年度	転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
29	2,037	8,443	281	462	2,855	428	14,506
30	1,998	7,806	296	428	2,992	374	13,894
増減	-39	-637	15	-34	137	-54	-612

2 国保運営協議会

国民健康保険法第11条の規定により、国保事業の運営に関する重要事項を審議し、併せて市長の諮問に応ずるために、設置している。被保険者を代表とする委員4人、保険医又は保険

薬剤師を代表する委員 4 人（一般医 2 人、歯科医 1 人、薬剤師 1 人）、公益を代表する委員 4 人、被用者保険等保険者を代表する委員 1 人の計 13 人で構成している。

3 保険給付

(1) 給付の種類及び内容

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置・手術その他の治療
- エ 病院又は診療所への入院
- オ 療養費（診療費、補装具、柔道整復師やはり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術、移送等）
- カ 高額療養費（一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、超えた分を支給）
- キ 高額療養費（外来年間合算）（年間に外来診療で支払った医療費が一定額を超えた場合に支給）
- ク 高額介護合算療養費（限度額適用後の医療費と介護費が、合算して一定の額を超えたとき、超えた部分のうち医療費にかかる分を支給）

(2) 給付割合

- ア 「6歳に達する日以降の最初の3月31日以前」の幼児は8割
- イ 70歳以上75歳未満の高齢受給者のうち、生年月日が昭和19年4月1日以前の者は9割、昭和19年4月2日以降の者は8割。現役並み所得者は7割
- ウ 上記以外の被保険者は7割

(3) その他の給付

- ア 出産育児一時金
被保険者が出産したとき 420,000 円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で平成 26 年 12 月 31 日までに出産したときは 390,000 円、平成 27 年 1 月 1 日以降に出産したときは 404,000 円）を支給
- イ 葬祭費
被保険者が死亡したとき 50,000 円を支給

療養の給付の受診率（被保険者 100 人当たり受診件数）（単位 件 資料：事業年報）			
年度	全体	一般被保険者分	退職被保険者等分
29	1036.60	1034.94	1220.53
30	1054.15	1053.29	1320.00
増減	17.55	18.35	99.47

注：年間平均被保険者数により算出。事業年報は、過年度返納金（不当利得・第三者行為）を除いた額。

4 特定健康診査・特定保健指導

被保険者に対し、より健康的な生活習慣へと行動変容を促し、糖尿病などの生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、内臓脂肪症候群に着目した健診・保健指導を実施している。

年度		28	29	増減
特定 健康診査	対象者数（人）	45,296	43,108	-2,188
	受診者数（人）	14,959	14,273	-686
	受診率（%）	33.0	33.1	0.1
特定 保健指導	対象者数（人）	1,564	1,476	-88
	（動機付け支援）	(1,255)	(1,195)	-60
	（積極的支援）	(309)	(281)	-28
	終了者数（人）	182	126	-56
	（動機付け支援）	(159)	(111)	-48
	（積極的支援）	(23)	(15)	-8
	終了率（%）	11.6	8.5	-3.1
	（動機付け支援）	(12.7)	(9.3)	-3.4
（積極的支援）	(7.4)	(5.3)	-2.1	

注：30年度の確定値は、令和元年11月末予定。

5 国民健康保険税

国保財政の根幹ともいえるべき保険税の賦課徴収については、医療費の状況等を十分検討し、国保事業の健全な運営を期している。平成12年4月の介護保険制度の施行に伴い保険税（医療分）に介護保険の保険税（介護分）を合わせて国民健康保険税として徴収することとなった。また、平成20年4月から後期高齢者医療制度の施行に伴い、後期支援分を徴収することとなった。

保険税収納確保のため、昭和32年4月より徴収事務嘱託員を置き、保険税の滞納整理にあたっている。平成30年度からは、自動電話催告システムを導入し、未納の世帯に対して架電している。

(1) 保険税の賦課方法

所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式

(2) 納期等

ア 納期 10期

イ 賦課期日 4月1日

ウ 賦課限度額 医療分 580,000円 後期支援分 190,000円

(平成30年度) 介護分 160,000円 (40歳～64歳まで)

(3) 収納方法

年金からの特別徴収、口座振替による納付、金融機関での直接納付、コンビニエンスストアでの直接納付、徴収員による収納

国民健康保険税賦課徴収状況（現年分）

（単位 円 資料：事業年報・月報）

年度 \ 区分	調定額	収納額	未収額	収納率 (%)	世帯当たり 調定額	1人当たり 調定額
29	5,991,526,400	5,421,056,214	570,470,186	90.48	152,259	94,684
（一般被保険者分）	5,924,065,295	5,356,072,446	567,992,849	90.41	152,305	94,410
（退職被保険者等分）	67,461,105	64,983,768	2,977,337	96.33	148,266	127,045
30	5,808,832,600	5,286,738,650	522,093,950	91.01	153,742	97,157
（一般被保険者分）	5,781,633,227	5,260,927,895	520,705,332	90.99	153,022	96,702
（退職被保険者等分）	27,199,373	25,810,755	1,388,618	94.89	168,940	163,852
増減	-182,693,800	-134,317,564	-48,376,236	0.53	1,483	2,473
（一般被保険者分）	-142,432,068	-95,144,551	-47,287,517	0.58	717	2,292
（退職被保険者等分）	-40,261,732	-39,173,013	-1,588,719	-1.44	20,674	36,807

注：収納額には、30年度に還付未済3,780,900円、29年度に還付未済2,381,400円を含む

6 決算（見込）状況

歳入		(単位 円)			
区分	29年度		30年度		増減
	決算額	比率 (%)	決算額 (見込)	比率 (%)	
国民健康保険税	5,801,712,436	18.2%	5,644,520,529	20.8%	-157,191,907
一般被保険者国民健康保険税	5,728,852,627		5,615,066,069		-113,786,558
退職被保険者等国民健康保険税	72,859,809		29,454,460		-43,405,349
一部負担金	0	0.0%	0	0.0%	0
国庫支出金	5,914,026,491	18.5%	136,000	0.0%	-5,913,890,491
国庫負担金	4,779,122,491				-4,779,122,491
療養給付費等負担金 (現年度分)	4,578,656,491				-4,578,656,491
療養給付費等負担金 (過年度分)	0				0
高額医療費共同事業負担金	169,668,000				-169,668,000
特定健康診査等負担金 (現年度分)	30,798,000				-30,798,000
特定健康診査等負担金 (過年度分)	0				0
国庫補助金	1,134,904,000		136,000		-1,134,768,000
財政調整交付金	1,112,440,000				-1,112,440,000
災害臨時特例補助金	109,000		136,000		27,000
事務費補助金	22,355,000				-22,355,000
療養給付費等交付金	270,412,000	0.9%			-270,412,000
療養給付費等交付金 (現年度分)	270,412,000				-270,412,000
療養給付費等交付金 (過年度分)	0				0
前期高齢者交付金	8,631,863,246	27.0%			-8,631,863,246
県支出金	1,532,693,472	4.8%	18,360,738,823	67.6%	16,828,045,351
県負担金	186,784,210				-186,784,210
高額医療費共同事業負担金	158,731,210				-158,731,210
特定健康診査等負担金	28,053,000				-28,053,000
県補助金	1,345,909,262		18,360,738,823		17,014,829,561
保険給付費等交付金			18,360,738,823		18,360,738,823
普通交付金			17,994,571,823		17,994,571,823
特別交付金 (保険者努力支援分)			54,229,000		54,229,000
特別交付金 (特別調整交付金分 (市町村分))			105,059,000		105,059,000
特別交付金 (県繰入金 (2号分))			150,170,000		150,170,000
特別交付金 (特定健康診査等負担金)			56,709,000		56,709,000
県財政調整交付金	1,345,909,262				-1,345,909,262
財政安定化基金交付金			0		0
共同事業交付金	6,399,302,728	20.0%			-6,399,302,728
財産収入	1,170	0.0%			-1,170
繰入金	2,801,995,795	8.8%	2,305,919,736	8.5%	-496,076,059
繰越金	500,000,210	1.6%	770,000,000	2.8%	269,999,790
諸収入	69,133,786	0.2%	95,160,768	0.3%	26,026,982
市債			0	0.0%	0
合 計	31,921,141,334	100.0%	27,176,475,856	100.0%	-4,744,665,478

歳出

(単位 円)

区分	29年度決算		30年度決算(見込)		増減額
	決算額	比率 (%)	決算額	比率 (%)	
総務費	360,226,656	1.2%	377,401,803	1.4%	17,175,147
保険給付費	18,774,502,544	60.3%	18,141,998,931	67.3%	-632,503,613
療養諸費	16,447,973,277		15,877,121,998		-570,851,279
一般被保険者療養給付費	16,015,181,410		15,594,186,389		-420,995,021
退職被保険者等療養給付費	181,717,399		55,092,371		-126,625,028
一般被保険者療養費	203,928,408		177,265,424		-26,662,984
退職被保険者等療養費	2,214,994		1,670,036		-544,958
審査支払手数料	44,931,066		48,907,778		3,976,712
高額療養費	2,220,596,324		2,169,498,777		-51,097,547
一般被保険者高額療養費	2,184,350,627		2,159,806,824		-24,543,803
退職被保険者等高額療養費	35,611,828		9,162,081		-26,449,747
一般被保険者高額介護合算療養費	633,869		529,872		-103,997
退職被保険者等高額介護合算療養費	0		0		0
移送費	124,441		0		-124,441
出産育児諸費	84,858,502		75,578,156		-9,280,346
葬祭諸費	20,950,000		19,800,000		-1,150,000
国民健康保険事業費納付金			7,569,283,545	28.1%	7,569,283,545
医療給付費分			5,132,757,931		5,132,757,931
一般被保険者医療給付費分			5,110,673,469		5,110,673,469
退職被保険者等医療給付費分			22,084,462		22,084,462
後期高齢者支援金等分			1,781,633,798		1,781,633,798
一般被保険者後期高齢者支援金等分			1,776,743,516		1,776,743,516
退職被保険者等後期高齢者支援金等分			4,890,282		4,890,282
介護納付金分			654,891,816		654,891,816
介護納付金分			654,891,816		654,891,816
後期高齢者支援金等	3,632,167,551	11.7%			-3,632,167,551
前期高齢者納付金等	13,376,763	0.0%			-13,376,763
老人保健拠出金	67,753	0.0%			-67,753
介護納付金	1,343,532,327	4.3%			-1,343,532,327
共同事業拠出金	6,488,199,806	20.8%	2,996	0.0%	-6,488,196,810
保健事業費	208,461,756	0.7%	251,705,976	0.9%	43,244,220
基金積立金	1,170	0.0%	270,000,000	1.0%	269,998,830
諸支出金	330,605,008	1.0%	355,177,803	1.3%	24,572,795
予備費	0	0.0%	0	0.0%	0
合計	31,151,141,334	100.0%	26,965,571,054	100.0%	-4,185,570,280
歳入歳出差引額	770,000,000		210,904,802		-559,095,198

第2節 国民年金

昭和36年に創設された国民年金制度は着実な発展をとげ、今日では国民の老後の生活を支える社会保障制度として重要な役割を果たしている。

一方、少子高齢化の進展や経済基調の変化等により、昨今の公的年金制度を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

こうした社会情勢から、長期的に安定した年金制度を運営するため、様々な法改正や制度の見直しが図られてきた。また、平成12年4月の地方分権一括法施行に伴い、それまで機関委任事務として行われてきた市町村の事務は法定受託事務として再編成された。さらに、平成22年1月に社会保険庁が廃止され、一連の業務が日本年金機構に委任・委託されるなど、国と市町村の役割分担についても見直しが行われている。

国民年金事業

1 国民年金被保険者状況

(単位 人 平成31年3月31日現在)

年度	区分	人口			被保険者数			比率 (%) (B/A)
		計 (A)	男	女	計 (B)	男	女	
29		257,196	128,579	128,617	51,702	16,691	35,011	20.1
30		256,732	128,160	128,572	50,269	16,297	33,972	19.6
	増減	-464	-419	-45	-1,433	-394	-1,039	-0.5

(単位 人)

年度	区分	被保険者適用状況			
		計	第1号被保険者数		第3号被保険者数
			強制	任意	
29		51,702	31,138	472	20,092
30		50,269	30,181	485	19,603
	増減	-1,433	-957	13	-489

2 被保険者の異動状況

(単位 人)

年度	区分	前年度 被保険者数	増加要因		減少要因		差引	現在 被保険者数
			取得	転入	喪失	転出		
29		53,685	11,724	1,653	13,643	1,717	-1,983	51,702
30		51,702	11,918	2,101	13,480	1,972	-1,433	50,269
	増減	-1,983	194	448	-163	255	550	-1,433

3 免除被保険者状況

(単位 人)

年度	区分	強制被保険者数 (A)	免除者数			免除率 (%) (B/A)
			計 (B)	法定免除	申請免除等	
29		31,138	11,048	2,727	8,321	35.5
30		30,181	11,032	2,766	8,266	36.6
	増減	-957	-16	39	-55	1.1

第3節 後期高齢者医療

1 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の進展等、大きな社会環境の変化に伴い社会保障全体の費用が増え続け、特に医療費の伸びが著しい状況にあるなか、国民皆保険を維持しつつ将来にわたって医療保険制度を維持可能なものとしていくため、平成18年6月に医療制度改革関連法が成立し抜本的な医療制度の見直しが行われた。その見直しの一つとして、従来の老人保健制度が廃止となり平成20年4月1日より75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする後期高齢者医療制度が施行された。この制度は現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、それぞれが負担能力に応じて高齢者の医療費を安定的に支えていく医療保険制度である。制度運営は神奈川県内全ての市町村が加入する「神奈川県後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり保険証の交付、保険料の決定、医療を受けたときの給付等を行う。市町村は広域連合と連携を図り保険料の徴収、申請受付・相談などの窓口事務を行う。

(1) 後期高齢者医療保険料

被保険者一人一人が保険料を負担する。保険料は被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になる。納付方法は原則として年金からの天引きによる納付（特別徴収）か口座振替による納付、金融機関への直接納付（普通徴収）になる。

※ 保険料の「均等割額」並びに「所得割額」の算定率は神奈川県後期高齢者医療広域連合の条例で定められ、2年ごとに見直される。

なお、保険料には軽減措置が設けられている。

後期高齢者医療保険料賦課徴収状況（現年度） (単位 円)

区分 年度	調定額	収納額	未納額	収納率 (%)
26	2,202,903,810	2,187,642,540	15,261,270	99.31
27	2,246,146,080	2,231,540,510	14,605,570	99.35
28	2,437,791,890	2,422,706,840	15,085,050	99.38
29	2,572,985,350	2,558,220,890	14,764,460	99.43
30	2,633,340,800	2,622,578,460	10,762,340	99.59

(収納額は、還付未済額を含む)

被保険者数 (単位 人)

区分	65歳以上75歳未満 の障害認定者	75歳以上	合計	前年比
平成27年3月31日現在	410	27,727	28,137	1,053
平成28年3月31日現在	359	29,241	29,600	1,463
平成29年3月31日現在	304	30,836	31,140	1,540
平成30年3月31日現在	286	32,331	32,617	1,477
平成31年3月31日現在	262	34,002	34,264	1,647

第7章 健康

健康課

第1節 保健衛生

「自分の健康は、自分で守る」という考え方を基本として、日常生活における健康づくりを支援するため、次の事業を実施している。

1 母子保健事業

母子の健康保持増進を図るため、妊娠・出産・育児に到るまでの一貫した事業として、母子健康手帳の交付、健康診査（妊婦健診、4か月児健診、8～10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診）、乳幼児ケア、家庭訪問（妊産婦・新生児訪問等）、健康教育（母親父親教室、祖父母教室、むし歯予防教室、離乳食教室、幼児健診事後フォロー教室等）、健康相談（育児相談、7か月児相談、育児栄養相談）等を実施している。

(1) 母子保健事業推進連絡会

母子保健事業の円滑な推進を図ることを目的としている。構成員は、関係団体、関係機関から推薦された4人で構成している。平成30年度は1回の会議を開催した。

(2) 子育て世代包括支援センター ひらつかネウボウラーム はぐくみ

切れ目のない育児支援を目的として妊娠期から子育て期(就学前)にわたるまでの様々な悩み、育児相談等に専門職が対応した。また、関係機関との連携により必要な支援につなげられた。平成30年4月から産後デイサービス「ママはぐ」を開催している。出産直後の母子の孤立化を予防し、心身の回復を図り健やかな育児ができるように支援をしている。あわせて、同年4月から妊産婦のメンタルヘルス不調の早期発見や重症化防止のため「産後メンタルヘルス相談」を実施している。

ア 母子健康手帳の交付 (単位 冊)

日本語	外国語	合計
1,653	37	1,690

イ 育児相談 (単位 人)

面接	電話	合計
55	77	132

ウ 継続支援 (単位 人)

件数
132

エ ママはぐ

実施回数(回)	参加者延人数(組)
22	198

オ 産後メンタルヘルス相談

実施回数(回)	利用件数(件)
12	32

カ 関係機関との連絡調整 (単位 回)

はぐくみ連絡会議
2

(3) 各種教室

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
母 親 父 親	21	654
祖 父 母	4	91
離 乳 食	42	878
む し 歯 予 防	20	400

※父母の数のみ集計

(4) 妊婦健康診査(個別方式) (単位 人)

受診者数	実受診者数	指導依頼
19,277	1,770	11

(5) 妊婦歯科健康診査 (単位 人)

受診者数
357

(6) 4か月児健康診査(個別方式) (単位 人)

対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管 理 中	事後指導者
1,656	1,579	20	28	128	162

(7) 8～10か月児健康診査(個別方式) (単位 人)

対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管 理 中	事後指導者
1,732	1,636	33	24	112	97

(8) 1歳6か月児健康診査 (単位 人)

実施回数(回)	対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	う蝕有病者数
36	1,808	1,726	117	14	61	17

(9) 2歳児歯科健康診査 (単位 人)

実施回数(回)	対象者数	受診者数	う蝕有病者数
26	1,848	952	42

(10) 3歳児健康診査

(単位 人)

実施回数(回)	対象者数	受診者数	経過観察	要治療・精検	管理中	う蝕有病者数
36	1,938	1,819	245	34	110	264

尿検査(尿たん白)			視覚検査			聴覚検査		
－	±	＋	実施者数	二次検査対象者数	要精検	実施者数	二次検査対象者数	要精検
1,406	38	10	1,733	569	103	1,733	459	30

(11) 乳幼児ケア(経過検診)

(単位 人)

実施回数(回)	受診者数	経過観察	要治療・精検
12	74	37	6

(12) 乳幼児健康診査事後フォロー教室

親子教室(1歳6か月児)		幼児教室(3歳児)	
実施回数(回)	参加者延人数(人)	実施回数(回)	参加者延人数(人)
48	1,043	24	402

(13) 家庭訪問実施状況

	被訪問指導 実人数(延人数)		職種別人数 実人数(延人数)									
			保健師		助産師		管理栄養士		歯科衛生士		心理相談員	
妊婦	23	(30)	20	(27)	3	(3)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
産婦	900	(1,011)	123	(196)	777	(815)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
未熟児	162	(209)	39	(78)	123	(131)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
新生児	74	(81)	34	(41)	40	(40)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
乳児	1,398	(1,477)	754	(812)	630	(651)	10	(10)	4	(4)	0	(0)
幼児	222	(338)	208	(321)	0	(0)	10	(12)	4	(5)	12	(12)
その他	18	(34)	17	(33)	0	(0)	1	(1)	0	(0)	0	(0)

(14) 低出生体重児と保護者の集い(おひさまくらぶ)

実施回数(回)	参加者数(延人数)
6	73

(15) 育児相談

実施回数(回)	相談者数(人)	要観察者数(人)
36	1,604	26

(16) 7か月児相談

実施回数(回)	相談者数(人)	要観察者数(人)
24	858	86

(17) インターネット離乳食相談

件数
21

(18) 子どもの生活習慣病予防対策事業

小児期からの規則正しい食生活や運動等によって、小児期における生活習慣病の予防に努めるため、次の事業を実施した。

ア 5歳児肥満状況調査を公私立幼稚園・保育園の協力を得て実施し、肥満度の高い園児及び希望者を対象に「子どもの生活習慣病予防相談」を行った。参加者 親子6組

イ 小学4～6年生を対象に、校医が受診勧奨の必要性を認めた児童に対して「受診のおすすめ」を発行した。また、小学4年生のうち肥満度の高い児童を対象に「児童健康教室」を実施した。参加者 親子20組

ウ 巡回教室「育てよう、元気っ子教室」

公私立幼稚園・保育園に実施希望アンケートを行い、そのうちの希望園にて保護者・園児を対象に実施した。実施回数42回 参加者1,748人(園児1,540人、保護者208人)

エ 関係機関を対象に研修会を開催(参加者33人)

(19) 永久歯萌出期歯科保健事業

4歳児・5歳児のむし歯予防と永久歯列の健全な育成を目指し、公私立幼稚園・保育園への巡回教室を実施した。

実施延回数(回)	参加者数(人)
43	1,863

(20) 思春期対策連絡調整事業

思春期の中学生等に対し、生命の尊さ、母性・父性の養成を行い、健全な身体づくりについての正しい知識の普及を行った。

健康教育

実施延回数(回)	参加者数(人)
8	1,279

(21) 貧血予防事業

貧血予防のために食事や生活を改善するための教室を12回実施し、309人の参加者があった。

2 健康増進事業

壮年期以後の生活習慣病の発症予防や早期発見、重症化予防のための保健事業の推進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導を実施した。なお、健康手帳は、平成30年度から、健康増進法の一部改正により、厚生労働省のホームページから希望者がダウンロードすることになっている。

(1) 健康教育

医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等が従事し、保健センター等で実施した。

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
集 団 健 康 教 育	60	4,948
生活習慣病予防(講話)	2	41
生活習慣病予防(運動)	24	402
生活習慣病予防(栄養体験)	3	40
生活習慣病重症化予防(保健指導)	11	310
休養・こころの健康づくり	1	50
女性の健康づくり	1	60
口腔の健康づくり	5	67
その他	13	3,978

(2) 健康相談

保健師、管理栄養士等が従事し、保健センターで健康相談を実施した。

区 分	実施回数(回)	被指導延人数(人)
ヘルスアップ相談	28	227
女性の健康相談	1	52

(3) 健康診査

ア 後期高齢者健康診査 (単位 人)

区 分	受診者数
後期高齢者健康診査	11,961

イ その他健診 (単位 人)

区 分	受診者数
その他健診	375

ウ 肝炎ウイルス検診 (単位 人)

区 分	受診者数
肝炎ウイルス検診	3,531

エ がん検診 (単位 人)

区 分	受診者数	要精検者数	がん発見者数	
胃がん	集 団	3,474	218	2
	施 設	177	31	0
大腸がん	集 団	4,849	277	3
	施 設	5,209	501	29

肺がん		22,495	858	11
子宮がん	集団	2,448	59	1
	施設	5,946	178	10
乳がん	集団	1,936	165	2
	施設	1,144	133	5
前立腺がん		91	0	0

オ 成人歯科検診

(単位 人)

区分	対象者数	受診者数	要精密検査	要指導	異常なし
40歳	3,476	147	112	25	10
50歳	4,102	155	118	32	5
60歳	3,073	145	124	13	8
70歳	4,372	316	245	42	29
計	15,023	763	599	112	52

カ 骨密度測定

(単位 人)

受診者数	異常なし	要指導	要医療	判定不能
362	124	68	169	1

(4) 訪問指導

(単位 人)

区分	被訪問指導 実人数 (延人数)		従事者別訪問延人数	
			従事者	延人数
要指導者等	267	(306)	保健師等	374
40歳未満	0	(0)	管理栄養士	50
40歳～64歳	64	(75)	計	424
65歳以上	203	(231)		
閉じこもり予防	0	(0)		
40歳未満	0	(0)		
40歳～64歳	0	(0)		
介護家族者	0	(0)		
40歳～64歳	0	(0)		
その他	35	(68)		
40歳未満	24	(54)		
40歳～64歳	8	(11)		
65歳以上	3	(3)		
計	302	(374)		

3 感染症対策と予防接種・結核予防

(1) 感染症対策

感染症予防のため知識の普及啓発を図るとともに、感染症発生時には感染症の類型に応じ患者宅及び周辺の消毒を行う。

なお、平成30年度の平塚保健福祉事務所管内の発生状況は、5類感染症が46件、4類感染症が8件、3類感染症が16件、2類感染症が58件あった。

(2) 予防接種

予防接種法に基づいて、四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、二種混合（ジフテリア・破傷風）、不活化ポリオ（小児マヒ）、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒトパピローマウイルス感染症予防、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘（水ぼうそう）、B型肝炎、インフルエンザ及び高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種を実施している。

予防接種実施状況

(単位 人)

種 類	接種者数				第2期 (二種混合)
	第 1 期				
	初 回 接 種			追加接種	
	第1回	第2回	第3回		
四種混合	1,631	1,664	1,656	1,845	
不活化ポリオ	0	1	1	26	1,660

種 類	接種者数			
	第 1 期			
	初 回 接 種			追加接種
	第1回	第2回	第3回	
三種混合	0	0	0	0

※三種混合は、平成28年7月に終了したため、終了後は四種混合に移行した。

種 類	接種者数	
	第1期	第2期
麻しん	0	0
風しん	0	0
麻しん・風しん混合	1,745	1,762

種 類	接種者数			
	第 1 期			第 2 期
	初 回 接 種		追加接種	
	第1回	第2回		
日本脳炎	2,116	2,090	2,201	

種 類	接種者数
B C G	1,679

種 類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
ヒトパ°ヒ°ローウイルス 感染症予防	7	4	4

種 類	接種者数			
	1回目	2回目	3回目	追加接種
ヒブ	1,607	1,635	1,636	1,725

種 類	接種者数			
	1回目	2回目	3回目	追加接種
小児用肺炎球菌	1,611	1,639	1,636	1,720

種 類	接種者数	
	1回目	2回目
水痘(水ぼうそう)	1,742	1,721

種 類	接種者数		
	1回目	2回目	3回目
B型肝炎	1,603	1,634	1,627

種 類	接種者数
インフルエンザ	30,128

種 類	接種者数
高齢者用肺炎球菌	4,498

(3) 風しん対策事業

風しんの流行に伴う対策として、先天性風しん症候群を予防するため、大人の風しん予防接種費用の一部助成事業を実施した。

実施状況

対象者区分	助成人数(人)	
	麻しん・風しん 混合ワクチン	風しん単味 ワクチン
妊娠を予定又は希望する女性	359	173
妊娠している女性の配偶者(子の父親)	101	72

(4) 結核予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、胸部エックス線検診による健康診断を実施している。

結核予防事業実施状況 (単位 人)

種 類	種別	受診者数	要精検者数
胸部エックス線検診	集団	993	24

4 献血事業

市内各事業所、各種団体、学校等の協力を得て実施している。

献血状況

目標数(人)	献血数(人)	目標に対する達成率(%)	供 給 数(本)		
			200m l	400m l	成 分
5,100	延 5,397	105	277	5,120	0

5 地区組織活動

(1) 平塚市健康推進員養成・育成事業

健康づくりに関心のある市民に対し、運動と休養を中心とした地域の健康づくり活動を推進するために必要な知識、技術等を習得する平塚市健康推進員養成講座を実施している。修了者は平塚市健康推進員連絡協議会へ入会し、健康づくり活動を行っている。また、健康推進員となっている者に対しても、活動をより円滑に実施していくために平塚市健康推進員育成講座を実施している。

平成30年度は、養成講座を8回実施し、延94人が受講した。また、養成講座を修了した13人を健康推進員に委嘱した。育成講座は年5回実施し、延60人の健康推進員が受講した。

(2) 平塚市食生活改善推進員養成・育成事業

健康づくりに必要な食生活改善の重要性を理解し、自主的に実践し、地域活動を推進していくための知識と実践のための技術を習得する平塚市食生活改善推進員養成講座を、保健センター等で10回実施し、22人が修了した。

養成講座を修了した後、食生活改善推進員としての活動母体である平塚市食生活改善推進団体へ入会し、地域における組織的な食生活改善活動を行っている。また、平塚市食生活改善推進団体に対して、最新の食情報の提供と地域活動の推進のための助言指導、会員の育成支援を行った。

(3) 地域健康づくり活動推進事業

地域住民と行政との協働により、市民の健康づくり意識の向上を図ることを目的として地域住民による自主的な健康づくり活動の支援を行った。

健康づくりワークショップに参加した市民を中心に発足している地域の自主運動グループに対して、地域健康づくり活動支援プログラムを実施した。

実施状況

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
活動支援	29	463
地域健康づくり活動支援プログラム	10	297

6 地域健康づくり支援事業

市民団体及びグループ等からの依頼に応じて、健康教育を実施した。

実施状況

実施回数(回)	参加者延人数(人)
53	1,504

7 健康づくり推進事業

平塚市健康推進員連絡協議会に事業を委託し実施した。

実施状況

区 分	実施回数(回)	参加者延人数(人)
健康ウォーキング	10	594
体験ウォーキング	1	34
くすの木体操	167	3,022
地区ブロック活動(健康教室)	7	239
公民館まつり等への参加(体力チェック等)	14	992
機関紙「けんこう」の発行	1	—

8 栄養改善指導事業

平塚市食生活改善推進団体の協力を得て実施した。

実施状況

教室名	実施回数(回)	受講者数(人)
離乳食教室	12	253
地域食生活改善料理教室	8	130
食育教室	6	63

9 食育推進事業

(1) 平塚市食育推進会議

市民一人一人が実践できる食育のまちづくりを目標とした「平塚市食育推進計画」の推進、見直しをすることを目的としている。委員は市民団体、関係機関から推薦された14人及び市民公募の2人の合計16人で構成している。平成30年度は2回の会議を開催した。

(2) 親子で朝ごはんクッキング教室を5回開催し、132人の参加があった。

10 推進体制

市民健康づくり推進協議会

市民の健康づくりを推進するための施策を協議し、市民の健康増進に寄与することを目的としている。委員は市民団体、関係機関から推薦された11人及び市民公募の2人の、合計13人で構成している。平成30年度は2回の会議を開催した。

第2節 保健センターと救急医療体制

本施設は、健康といきがいにあふれた、ふれあいのある湘南の都市の実現を目指し、保健事業を総合的に行う拠点として、平成20年4月に供用を開始した。

1階は休日・夜間急患診療所、休日・夜間急患歯科及び障がい者歯科診療所、2階は保健センター、3階は事務所部門となっている。

1 休日・夜間急患診療所

休日・夜間急患診療所の運営については、(一社)平塚市医師会、(一社)平塚歯科医師会及び(公社)平塚中郡薬剤師会の協力を得て、休日の昼夜間、平日夜間の診療を確保している。

休日の昼間は内科、小児科、外科及び歯科で、夜間は内科、小児科、外科の診療を行っている。

平成20年度から第2・4日曜日の昼間に眼科及び耳鼻咽喉科の診療を開始した。

平日の夜間は内科、小児科、外科の診療を行っている。平成6年度から土曜に、平成26年度から月曜から金曜に外科を加えた。

2 産婦人科の休日医療

産婦人科においては、二次救急医療機関による輪番制で実施した。

3 二次救急医療

二次救急医療については、休日及び平日(土曜の昼夜間)は、内科、小児科、外科、産婦人科を、平日(月～金の夜間)は内科、小児科を平塚・中郡地域内の4医療機関が輪番制で実施している。

救急医療対策事業実施状況

(単位 人)

区 分		休日	平日	区 分		休日	平日
休日・夜間 急患診療所	小児科	5,646	3,371	二次救急	小児科	797	1,805
	内科	5,426	3,243		内科	2,684	5,015
	外科	2,192	1,690		外科	1,834	883
	眼科	204	—		産婦人科	134	—
	耳鼻咽喉科	402	—				
	歯科診療	381	—				
	薬剤調剤	11,747	6,624				

4 障がい者歯科二次診療

障がい者の歯科医療を受ける機会を確保し、障がい者の健康の保持及び増進を図るため、(一社)平塚歯科医師会の協力を得て、木曜日及び土曜日に診療を実施している。

障がい者歯科二次診療利用状況 (単位 人)

診療日数(日)	初診患者数	再診患者数	合計	一日平均患者数
95	26	1,233	1,259	13.3

5 保健センター

本センターは、市民の健康増進を図るために地域保健活動を進めていく拠点となる施設でありセンターでの各種事業とともに、(一社)平塚市医師会、(一社)平塚歯科医師会、(公社)平塚中郡薬剤師会等の主催による会議や講演会等にも利用されている。

保健センター利用状況

	種 目	回 数 (回)	人 数(人)
健 康 診 査	幼児健診 (1歳6か月、3歳)	72	3,564
	歯科健診 (2歳)	26	952
	結核健康診断	5	503
	胃がん検診	20	2,127
	大腸がん検診	20	2,754
	子宮がん検診	20	1,539
	乳がん検診	20	1,184
健 康 相 談	育児相談	36	1,604
	成人相談	28	227
健 康 教 育	母子健康教育	116	2,818
	成人・老人健康教育	60	3,155
会 議 ・ そ の 他	健康推進員会議等	57	785
	食生活改善推進団体 (調理実習)	30	579
	各種講演会・会議等	265	11,084
計		775	32,875

第8章 介護保険事業

高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課

急速に高齢化が進む中、老後の最大の不安要因である「介護」の問題を社会全体で支える介護保険制度が平成12年4月1日より施行された。平成18年4月には、予防重視型システムへの転換や新たなサービス(地域密着型サービス)体系の確立などを盛り込んだ介護保険制度の改正が行われ、平成27年度には、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引上げや予防給付のうち訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われた。

保険者として、平成29年度に策定した平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第7期])(平成30年度～令和2年度)に沿って、介護保険制度の円滑な運用に努めた。

1 被保険者の資格管理

市内に住所を有する者のうち、65歳以上となる第1号被保険者台帳を作成し、これにより資格や賦課、徴収等に関する情報を記載し、異動等があればそれぞれの履歴管理をした。第1号被保険者は、平成30年3月31日現在69,976人であったが、平成31年3月31日では70,877人と、901人の増となった。

第1号被保険者の異動状況 (単位 人)

資格取得				資格喪失			
転入	65歳到達	その他	計	転出	死亡	その他	計
543	3,076	62	3,681	458	2,293	29	2,780

2 要介護認定・要支援認定に関する事務

介護給付及び予防給付を受けようとする被保険者は、要介護又は要支援の認定を受ける必要があるため、医療・保健及び福祉の各分野から委嘱された56名(8合議体で区分)で構成される介護認定審査会において、認定にかかる審査及び判定を行った。

平成30年度における認定申請書の受理件数は10,888件で、介護認定審査会を延べ266回開催し、認定調査結果や主治医の意見書に基づき、10,381件の審査判定(認定)を行った。

平成18年度の制度改正により、要介護状態区分が予防的な対策が必要な「要支援1・2」、介護が必要な「要介護1～5」に区分された。

(1) 申請件数

新規	更新	変更	計
3,122	6,369	1,397	10,888

(2) 審査判定(認定)件数

区分	非該当	要支援1	要支援2			
件数	95	1,249	1,086			
区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
件数	2,239	1,861	1,478	1,292	1,081	10,381

3 保険料の徴収に関する事務

第1号被保険者の保険料は、政令で定める基準にしたがい、市が定めた保険料率により算定した額を徴収することになるが、平成30年度から3年ごとの計画見直しにより、引き続き改定後の保険料額を徴収した。

なお、平成30年度から応能負担を考慮した保険料段階に改定した。

第2号被保険者は各医療保険者が医療保険に上乘せして徴収し、社会保険診療報酬支払基金を経由して交付金を受けた。

(1) 第1号被保険者所得段階別状況 (平成31年3月31日現在)

区分	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階
人数	11,019	4,183	4,298	11,327	8,783	9,642	4,125	6,036	5,853	2,301	1,056

第12段階	第13段階	第14段階	合計
1,072	303	879	70,877

(2) 保険料賦課徴収状況

保険料は、年金保険者（日本年金機構等）が支払う公的年金からあらかじめ天引きする特別徴収と、市が納付書を送付して直接徴収する普通徴収の方法により徴収した。

(令和元年5月31日現在)

区分	調定額	収納額	還付未済額	実収納額	未納	収納率
特別徴収	4,270,469,702円	4,272,486,631円	2,016,929円	4,270,469,702円	0円	100.0%
普通徴収	450,918,387円	400,031,655円	254,360円	399,777,295円	51,141,092円	88.66%
計	4,721,388,089円	4,672,518,286円	2,271,289円	4,670,246,997円	51,141,092円	98.92%

4 保険給付に関する事務

保険給付は居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスに大別される。このうち居宅サービスは、要介護度に応じた支給限度額の範囲内でサービスが受けられる訪問通所と短期入所サービスの他、福祉用具購入費や住宅改修費などのサービスがあり、利用者の心身の状況や環境に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスを提供した。

地域密着型サービスは、住み慣れた地域での生活を継続するため、身近な生活圏域（市内13圏域）ごとに小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護などのサービスを提供した。

なお、平成28年4月から定員18人以下の通所介護が、地域密着型サービスへ移行された。

施設サービスは、平成17年10月に改正があり、入所者の食費・居住費は原則自己負担となっているが、低所得者に対して、過重な負担とならないように保険給付を補う制度が設けられている。また、平成18年4月の改正で、介護予防サービスが創設された。「要支援1」、「要支援2」

の利用者に対して、介護保険の基本理念である自立支援の観点から、生活機能の維持・向上を目指す介護予防サービスを提供した。

なお、事業者からのサービス費の請求の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会に委託した。

(1) 保険給付の受給状況

(平成31年3月末現在)

区 分	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
介護認定の状況	1,326人	1,157人	2,483人			0人
区 分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計
介護認定の状況	2,412人	2,268人	1,681人	1,403人	1,044人	8,808人
要支援1～要介護5の合計					11,291人	

(平成31年2月現在)

居宅（介護予防）サービス	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
	425人	542人	967人			0人
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計
1,850人	1,868人	1,090人	761人	556人	6,125人	
要支援1～要介護5の合計					7,092人	

(平成31年2月現在)

地域密着型（介護予防）サービス	要支援1	要支援2	小 計			経過的要介護
	5人	7人	12人			0人
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計
609人	582人	363人	200人	146人	1,900人	
要支援1～要介護5の合計					1,912人	

(平成31年2月現在)

施設サービス	要支援1	要支援2	小 計			
	0人	0人	0人			
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
75人	141人	405人	519人	349人	1,489人	
要支援1～要介護5の合計					1,489人	

居宅サービス・地域密着型サービス・施設サービスの受給者数 8,792人

(2) 給付実績件数

(平成30年5月～平成31年4月審査分)

サービス名	件数 (月平均)	要支援1	要支援2	経過的要介護	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
訪問通所 サービス計	6,127	900	1,577	0	18,235	21,273	12,735	9,820	8,980
訪問介護	1,911	2	2	0	5,697	6,720	3,980	3,436	3,099
訪問入浴介護	188	0	2	0	34	142	308	666	1,098
訪問看護	1,104	346	670	0	2,228	3,351	2,152	2,060	2,444
訪問リハビリテーション	266	7	258	0	507	860	587	504	473
通所介護	2,094	0	0	0	8,099	8,303	4,481	2,664	1,581
通所リハビリテーション	563	545	645	0	1,670	1,897	1,227	490	285
福祉用具貸与	4,371	3,234	5,225	0	8,738	14,688	8,765	6,576	5,226
短期入所 サービス計	711	49	181	0	1,268	2,039	2,405	1,522	1,073
短期入所生活介護	675	47	175	0	1,209	1,939	2,282	1,427	1,025
短期入所療養介護	36	2	6	0	59	100	123	95	48
その他のサービス計	9,883	6,040	7,141	0	28,534	28,847	19,546	15,763	12,719
居宅療養管理指導	3,107	1,198	668	0	6,928	7,461	7,324	7,222	6,478
特定施設入居者生活介護	631	761	179	0	1,930	1,222	1,204	1,356	915
居宅介護支援	5,182			0	19,321	19,812	10,807	6,993	5,245
介護予防支援	832	3,872	6,116	0					
特定福祉用具販売 購入費支給	74	86	94	0	199	200	124	122	59
住宅改修費支給	58	123	84	0	156	152	87	70	22
地域密着型サービス計	2,029	56	66	0	7,626	7,335	4,686	2,725	1,857
定期巡回・随時対応 訪問介護看護	13	0	0		35	11	29	27	58
夜間対応型訪問介護	10	0	0		26	34	5	17	38
地域密着型通所介護	1,392	0	0		5,980	5,629	2,741	1,411	939
認知症対応型通所介護	44	0	0	0	125	131	171	43	59
小規模多機能型居宅介護	175	56	63	0	693	561	338	285	101
認知症対応型共同生活介護	275	0	3		614	773	996	579	338
地域密着型特定施設 入居者生活介護	42	0	0		56	100	85	132	130
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	52	0	0		0	48	272	172	128
複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)	27	0	0		97	48	49	59	66
施設サービス計	1,484	0	0		894	1,743	4,904	6,009	4,257
介護老人福祉施設	1,015	0	0		282	784	3,533	4,245	3,338
介護老人保健施設	454	0	0		612	959	1,367	1,688	821
介護療養型医療施設	15	0	0		0	0	4	74	96
介護医療院	0	0	0		0	0	0	2	2

※ 月平均は小数点以下を四捨五入しているため、各サービスの合計と各計が一致しない場合がある。

(3) 介護給付費の内訳

(単位 円)

保険給付等	介護予防サービス支出額	介護給付サービス支出額	合計支出額
居宅サービス等費	136,291,969	5,877,115,497	6,013,407,466
福祉用具購入費	4,107,010	18,371,197	22,478,207
住宅改修費	18,771,275	37,013,964	55,785,239
サービス計画費	47,023,947	923,311,350	970,335,297
地域密着型サービス費	8,630,089	2,710,138,806	2,718,768,895
施設サービス費	0	5,944,510,850	5,944,510,850
審査支払手数料		11,984,956	11,984,956
高額介護サービス等費		450,745,218	450,745,218
特定入所者介護サービス費	414,563	466,305,325	466,719,888
計			16,654,736,016

※ 審査支払手数料、高額介護サービス等費は介護予防・介護給付別の集計なし

5 地域支援事業

平成 18 年 4 月から予防重視型システムの転換などを目的として介護保険制度の改正が施行された。平成 27 年度には、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護が地域支援事業に移行されるなどの改正が行われ、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業を柱とした地域支援事業を実施した。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護保険制度の改正により、要支援認定者及び基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業の利用が望ましいことが判定された者（以下「事業対象者」という。）を対象に、従前においては介護予防訪問介護・介護予防通所介護として提供していたサービスを地域支援事業に位置付けて実施した。従前と同等の指定事業者によるサービスに加え、ボランティア等による多様なサービスを展開した。

ア 平成 30 年度 事業対象者の申請数

各地域包括支援センターにて基本チェックリストを実施し、平成 30 年度においては、174 人が介護予防・生活支援サービス事業を利用するために事業対象者の申請をした。

イ 平成 30 年度 サービス事業費の内訳

(単位 円)

サービス名	内容	支出額
従前の訪問介護相当/訪問型サービスA（指定型）	指定事業者による従前の介護予防訪問介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	75,725,347
訪問型サービスA（委託型）	身体介護を伴わない生活援助	2,791,950
訪問型サービスB	ボランティア団体による生活援助	496,800
訪問型サービスC	専門職による短期集中的な訪問支援	0
従前の通所介護相当/通所型サービスA	指定事業者による従前の介護予防通所介護と同等のサービス/基準を緩和したサービス	249,630,182
通所型サービスC	短期集中的な介護予防教室	5,400,000
介護予防ケアマネジメント	ケアプランの作成等	50,707,320
計		384,751,599

(2) 一般介護予防事業

要介護認定に関わらず、原則、65歳以上の高齢者を対象として、個人の状況に合わせた介護予防を図るための事業を行う。

ア 健康教室

医師や歯科医師など専門家から体のことや口の健康についてなど、健康管理に役立つ話を聞くことで、介護予防について知識の普及啓発を行った。

イ 健康チャレンジリーダー養成講座

地域で活動している住民主体の通いの場（サロン）等において、介護予防を推進するリーダーを養成する目的で4日間の研修形式で実施した。

ウ 通いの場（サロン）

平成28年度より高齢者が気軽に通える健康チャレンジに取り組む場として支援している。

エ ひらつか元気応援ポイント事業

事業への参加を希望される65歳以上の方に手帳を交付し、指定された介護保険施設等で活動を行い、活動の実績により手帳に押されたスタンプ数に応じて、介護保険料の未納のない方に交付金などを交付する。

事業名	開催回数	受講者人数（延べ数）
健康教室（市直営）	5回	124人
健康チャレンジリーダー養成講座	2クール（4回1クール）	23人
通いの場（サロン） 実施団体数 95団体 （町内福祉村 18団体） （町内福祉村以外 77団体）	13,548回（延べ回数） （町内福祉村 7,440回） （町内福祉村以外 6,108回）	175,164人（延べ人数） （町内福祉村 99,054人） （町内福祉村以外 76,110人）

	事業費	委託事業者	実施回数	延参加者
ひらつか元気応援ポイント事業	610,478円 （交付金交付額）	1法人	受入施設 50箇所	（会員数）219人

(3) 包括的支援事業

平成18年4月に在宅介護支援センターに代わる地域の高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターを社会福祉法人等に委託をして8箇所設置した。平成28年度から29年度にかけて5か所増設し、平成30年度末時点で、計13箇所に設置している。

保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等の専門職を配置し、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防支援等を行っている。

また、平成29年10月には地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等から在宅医療・介護に関する相談を受けたり、多職種連携を図る研修を実施したりする「平塚市在宅医療・介護

連携支援センター」を平塚市社会福祉協議会に委託して開設した。

認知症支援施策としては、市民への認知症に対する理解と予防策の普及啓発に努めた。また、認知症の早期発見・早期対応に向けて「認知症初期集中支援チーム」を活用して、支援体制の充実に努めた。

	事業費	相談等取扱件数
平塚市地域包括支援センター（13箇所）	263,340,000円	19,529件

(4) 任意事業

地域の実情に応じた事業の取り組みを目的としており、家族介護支援事業等必要な支援を行う。

ア 家族介護教室事業等

事業名	事業費	委託事業者	延べ数
家族介護教室事業（集団）	300,000円	5法人	130人
家族介護用品支給事業	3,925,000円	1社	628人
成年後見利用支援事業（市長申立）	294,300円	—	13件
成年後見利用支援事業（報酬助成）	3,523,081円	—	22件

イ 介護相談員派遣事業等

事業名	事業費	事業内容
介護相談員派遣事業	3,267,000円	39施設、1,089回
介護保険任意事業		
ケアマネジメントリーダー活動促進	90,000円	研修会2回開催
ひらつか地域介護システム会議運営委託	1,600,000円	部会、事業別連絡会

6 事業者一覧

平成18年4月の制度改正により介護予防サービスが創設された。指定介護予防サービス事業者は、生活機能の維持・改善に向けたサービス提供を行っている。

(1) 介護給付サービス事業所（要介護1～要介護5の利用者を対象）（平成31年3月末現在）

	指定事業所数		指定事業所数
居宅介護支援	68	認知症対応型共同生活介護	18
訪問介護	63	認知症対応型通所介護	3
訪問入浴介護	5	小規模多機能型居宅介護	10
訪問看護	64	地域密着型特定施設入居者生活介護	2
訪問リハビリテーション	18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2
居宅療養管理指導	330	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
通所介護	35	夜間対応型訪問介護	1
通所リハビリテーション	8	看護小規模多機能型居宅介護	2

	指定事業所数		指定事業所数
福祉用具貸与	21	地域密着型通所介護	59
特定福祉用具販売	22	介護老人福祉施設	13
短期入所生活介護	17	介護老人保健施設	6
短期入所療養介護	6	介護療養型医療施設	0
特定施設入居者生活介護	20	計	794

(2) 介護予防サービス事業所（要支援1、要支援2の利用者を対象）（平成31年3月末現在）

	指定事業所数		指定事業所数
介護予防支援	13	介護予防特定福祉用具販売	22
介護予防訪問入浴介護	5	介護予防短期入所生活介護	16
介護予防訪問看護	59	介護予防短期入所療養介護	6
介護予防訪問リハビリテーション	17	介護予防特定施設入居者生活介護	19
介護予防居宅療養管理指導	308	介護予防認知症対応型共同生活介護	18
介護予防通所リハビリテーション	8	介護予防認知症対応型通所介護	2
介護予防福祉用具貸与	21	介護予防小規模多機能型居宅介護	10
		計	524

7 平塚市介護保険運営協議会

介護保険に関する施策を総合的かつ計画的に遂行するため、平成12年9月8日に平塚市介護保険運営協議会を設置した。平成18年4月の制度改正により、地域密着型サービスの指定、指導・監督権限を市が有することとなった。指定にあたっては、介護保険運営協議会の意見を徴している。

協議会は被保険者代表、事業者代表、公益代表、学識経験者の4部門から選出された14人で構成されており、介護保険事業計画の策定及び変更、進捗状況の評価等を行うことを目的とし、平成30年度は3回開催された。

8 平塚市地域包括支援センター運営協議会

平塚市地域包括支援センターの設置・運営に当たって、その公正・中立性を図るために、平成18年8月に平塚市地域包括支援センター運営協議会を設置している。

委員は1号被保険者代表、2号被保険者代表、公益代表、学識経験者の4部門から選出された13人で構成されており、平成30年度は3回開催された。

9 平塚市在宅医療介護連携推進協議会

在宅医療・介護連携の課題の抽出及びその対応策の検討や切れ目のない在宅医療及び介護の提供体制の構築、推進のため、平成29年4月より平塚市在宅医療介護連携推進協議会を設置してい

る。

委員は医療関係者の代表、介護事業所の代表、学識経験者等から選出された15人で構成されており、平成30年度は3回開催された。

第9章 市民病院

病院総務課

本院は、昭和43年に設立され平成30年10月に開設50周年を迎えたが、これまで市民や地域住民の求める良質かつ高度な医療の提供と増進に努めてきた。また、平成22年4月には地方公営企業法全部適用に移行し、経営責任を明確にするため、病院事業管理者を設置した。

本院では、平成21年度から病院整備事業に着手し、平成28年5月に新館がオープン、平成29年4月には神奈川県から救命救急センターの指定を受け、平成31年3月にグランドオープンを迎えた。

また、平成29年度からの新たな計画である将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025」を策定し、新たな理念、「私たちは、地域医療と市民生命をまもります」を掲げ、これまで公立病院として担ってきた、地域に根ざした高度医療、急性期医療及び政策的医療を今後も持続的に提供することとしている。

1 業務量 (平成30年度)

(単位 人)

区 分	入 院		外 来	
	延患者数	1日当たり	延患者数	1日当たり
4 月	9,987	332.9	16,778	838.9
5 月	10,472	337.8	17,236	820.8
6 月	10,030	334.3	17,099	814.2
7 月	10,846	349.9	17,762	845.8
8 月	11,282	363.9	18,804	817.6
9 月	10,611	353.7	16,020	890.0
10 月	10,952	353.3	18,163	825.6
11 月	10,654	355.1	17,541	835.3
12 月	10,793	348.2	16,748	881.5
1 月	11,116	358.6	16,872	888.0
2 月	10,256	366.3	16,242	854.8
3 月	10,780	347.7	17,206	860.3
計	127,779	350.1	206,471	846.2
前年度	119,610	327.7	211,245	865.8
比較増減	8,169	22.4	▲4,774	▲19.6

2 職員数 (平成31.3.31現在)

(単位 人)

職 種		職 員 数	職 種		職 員 数	
医 師		95	看 護 師	看 護 師	351	
医 療 技 術 員	薬 剤 師	23		准 看 護 師	0	
	放 射 線 技 師	24		助 産 師	27	
	臨 床 検 査 技 師	30		事 務 員		43
	栄 養 士	5		そ の 他		5
	理 学 療 法 士	8		計		628
	作 業 療 法 士	4				
	言 語 聴 覚 士	3				
	臨 床 工 学 技 士	9				
視 能 訓 練 士	1					

3 収入・支出

(1) 収益的収入及び支出

収 入			支 出		
科 目	決 算 額	構 成 比	科 目	決 算 額	構 成 比
	円	%		円	%
病院事業収益	13,807,683,697	100.0	病院事業費用	13,759,779,437	100.0
医 業 収 益	11,818,520,050	85.6	医 業 費 用	13,318,685,953	96.8
医業外収益	1,826,773,938	13.2	医業外費用	197,345,021	1.4
特別利益	162,389,709	1.2	特別損失	243,748,463	1.8

(2) 資本的収入及び支出

科 目	決 算 額	構 成 比	科 目	決 算 額	構 成 比
	円	%		円	%
資本的収入	738,030,440	100.0	資本的支出	1,467,673,983	100.0
企 業 債	573,500,000	77.7	建設改良費	829,931,099	56.6
負 担 金	154,213,000	20.9	企業債償還金	593,534,884	40.4
貸付金返還金	6,390,000	0.9	差入保証金	3,188,000	0.2
差入保証金返還金	3,121,440	0.4	職員貸付金	41,020,000	2.8
補 助 金	806,000	0.1	過年度返還金	0	0.0

4 器械備品等整備状況

注射薬払出装置	デジタルイメージングシステム	人工呼吸器
セラビーム(紫外線治療器)	内視鏡システム	高精度線量計
血液ガス分析装置	X線TV装置	超音波診断装置
ビデオラパロスコープセット	大腸ビデオスコープ	乳房X線撮影装置
インピーダンスオージオメータ	HOLEPシステム	リニアック(高精度放射線治療装置)
マルチスライスCT装置 (320列1台、64列2台)	超音波白内障手術装置	人工心肺システム
IVR-CT装置	中央監視装置一式	手術用顕微鏡
循環器用血管連続撮影装置 (バイプレーン)	デジタルガンマカメラ	X線骨密度測定装置
マルチカラーレーザー光凝固装置	磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	ナビゲーションシステム
全身麻酔ワークステーション	移動型X線透視撮影装置	その他

5 平塚市民病院整備事業

平成18年2月に、病院施設（昭和56年以前に建設された南棟・管理棟・旧看護師宿舎）の耐震診断の結果を受け、平成18年7月に将来構想策定と南棟に替わる新棟建設を行うことを公表した。

「平塚市民病院将来構想」は、同年11月に設置された「平塚市民病院将来構想策定委員会」が作成した案に、国から示された「公立病院改革ガイドライン」の内容を反映させ、パブリックコメント等を経たうえで平成20年11月に策定した。

「平塚市民病院将来構想」の策定と同時に「平塚市民病院整備事業」を開始し、平成21年5月から「平塚市民病院整備事業設計業務公募型プロポーザル」の手続きを進め、平成21年9月に設計業務委託契約を締結した。翌10月から設計業務を開始した。

平成22年度は、開発に関する協議や景観審議会の意見などを反映させながら、引き続き基本設計作業を行った。また、同年11月から12月にかけて、基本設計（案）の概要に対するパブリックコメントを実施した。

平成23年度は、7月に基本設計を完成させた。新棟は、鉄筋コンクリート造、地上6階地下1階、延べ面積18,527㎡の免震構造の建物とし、救急センター、手術室、集中治療室、小児周産期センターなどの高機能部分を集約させた。また、まちづくり条例に基づく周辺住民説明会を開催して事業内容を周知し、前段工事であるオイルタンク移設や仮設棟建設などに着手した。

平成24年度は、オイルタンク移設工事、旧看護師宿舎仮設改修工事、仮設救急棟・保育所棟建設工事を完了させた。同年12月に仮設救急棟と保育所棟を稼働させ、旧救急棟・旧管理棟・旧保育所棟の解体工事に着手した。また、新棟建設中のバスロータリー機能を移転させるための仮設バスロータリー工事に着手した。

平成25年度は、新棟建築工事（建築・電気・機械）の契約を締結し、工事に着手した。また、既存棟（管理棟・救急棟・保育所）解体工事と仮設バスロータリー工事が完了した。

平成26年度は、新棟建築工事（建築・電気・機械）の工事を進め、地上階躯体工事、内装工事、電気・機械工事を行った。

平成27年度は、新棟が竣工した。

平成28年度は、新棟で診療を開始した。引き続き北棟改修工事と仮設管理棟耐震補強工事に着手した。平成28年度末現在、新棟を新館、北棟を本館、南棟を南館と呼称を変更した。

平成29年度は、本館の改修工事、仮設管理棟（付属棟）の耐震補強工事、南館の解体工事が完了した。引き続き、新たなバスロータリーや緑地帯を作る外構工事に着手し、仮設管理棟を付属棟と呼称を変更した。

平成30年度は、バスロータリー等の外構工事が完成し、全ての整備事業は完了した。